

島田市景観計画

(Landscape Plan of SHIMADA City)



島 田 市

目 次

序章	島田市らしい良好な景観の形成を目指して・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	目的	
2	位置づけと役割	
3	景観計画の区域	
第1章	景観の現況特性・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	歴史を感じる景観	
2	地の恵みを感じる景観	
3	水の豊かさを感じる景観	
4	動きやすく快適な移動空間を感じる景観	
5	生き生きとした市民の活動を感じる景観	
第2章	景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針・・・・・・・・	8
1	目標とする景観像	
2	基本方針	
第3章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項・・・・・・・・	17
1	景観形成区域における景観の形成基準（全体）	
2	届出対象行為（特定届出対象行為）	
3	重点地区	
第4章	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・	47
1	景観重要建造物の指定の方針	
2	景観重要樹木の指定の方針	
第5章	屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項・・・・・・・・	48
	（屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項）	
1	屋外広告物の良好な景観を図るための方針	
第6章	景観重要公共施設に関する事項・・・・・・・・	49
1	景観重要公共施設の指定に関する方針	
2	景観重要公共施設の整備に関する方針	
《参考》	景観資源一覧・・・・・・・・	50

序章 島田市らしい良好な景観の形成を目指して

1 目的

島田市景観計画（以下「本計画」という。）は、目標とする景観像を踏まえて、良好な景観の形成に関する基本的な方針及び基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働による良好な景観の形成の実現を図ることを目的としています。

2 位置づけと役割

本計画は、景観法第8条に基づき、島田市総合計画及び島田市都市計画マスタープラン等との整合が図られた、良好な景観の形成を推進するための総合的な方策を示すものとして策定します。

なお、策定後も住民の合意が得られ、計画内容に追加又は変更が生じたときは適宜修正を行い、市民とともに成長する計画として位置づけます。

また、景観の形成を推進するにあたっては、関係する計画などとの整合を図りながら、市民・事業者・行政の協働による景観を活かしたまちづくりを進めるため、以下の役割を持ちます。

(1) 島田市らしさを活かした景観の形成の目標を共有します

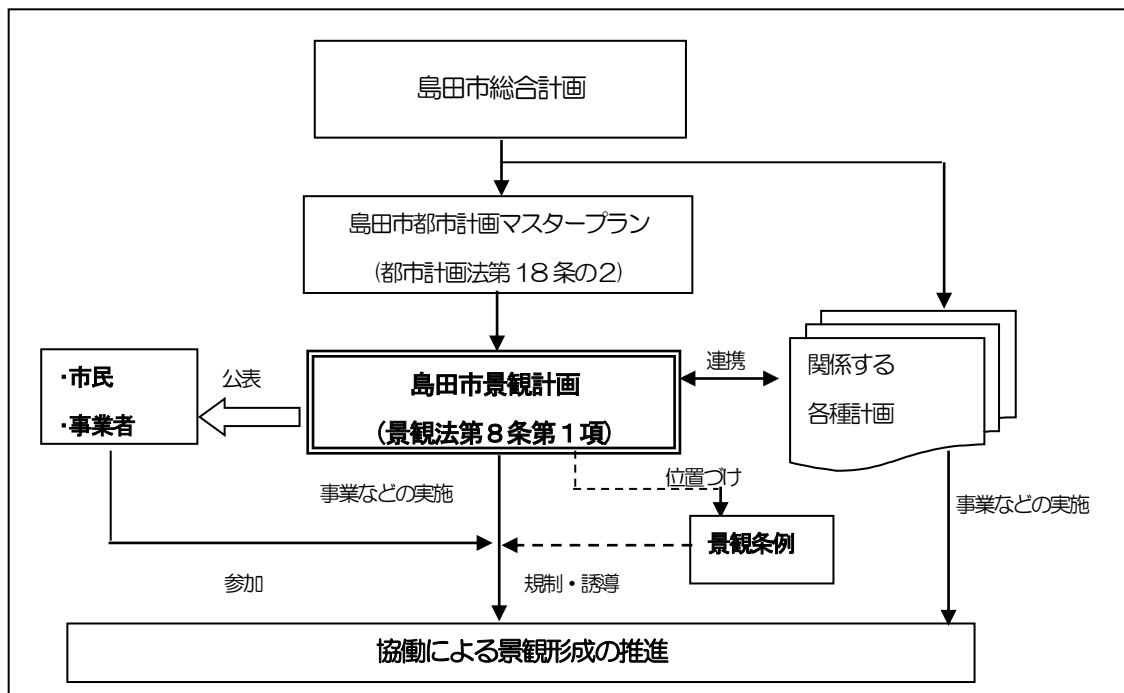
島田市らしさを活かした表情豊かなまちづくりを進めるため、本市が目指す良好な景観の形成の方向、目標について明らかにします。

(2) 景観の形成に関する意識の向上と取り組みを促進します

良好な景観を市民共通の財産として再発見し、活かしていくことの必要性について、市民・事業者・行政の理解を深め、意識を高めるとともに、協働による良好な景観の形成の取り組みを促進します。

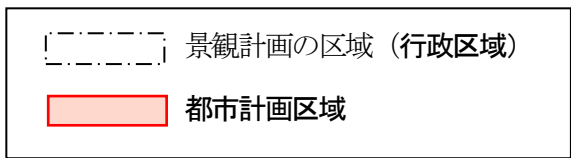
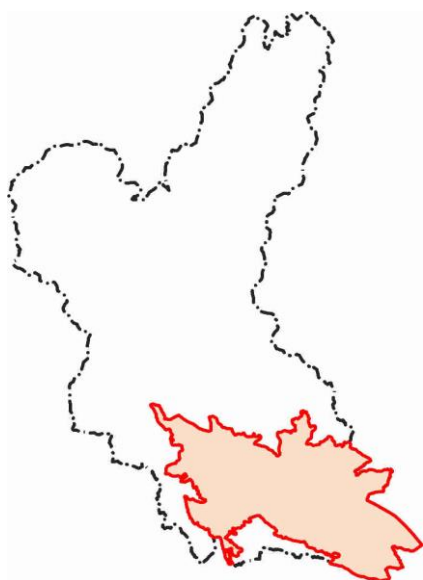
(3) 景観の形成施策の実行性を高めます

本計画及び景観条例を定めることにより、これまでに本市が独自に取り組んできた景観の形成に関する施策の実行性を高めます。



3 景観計画の区域

本市の景観は、山間地、田園、牧之原台地、市街地及び大井川の地域特性からなる多彩な景観資源が重なり合って、特徴ある景観が形成されており、市全域に分布する景観資源を守り、活かす視点から景観の形成を推進する必要があるため、景観計画の区域（以下「景観形成区域」という。）は本市全域とします。



第1章 景観の現況特性

景観の現況把握にあたっては、島田地区、空港周辺地区、金谷地区、川根地区の各地域で開催した景観懇話会において話し合い、地域特性を踏まえて現況及び住民が望んでいる将来の景観像から次の5つの特性に分類しました。

1 歴史を感じる景観

(1) 旧東海道

旧東海道沿いにある大井川川越遺跡では、昔の旅人が川札を買った川会所を始め、川越人足が待機していた番宿、川札を換金した札場など旅人の足取りがうかがえる町並みが復元され大井川の川越文化を現在に伝えています。

また、急流な大井川と並び東海道の難所であった牧之原の峠越えの金谷坂・菊川坂では、急峻でぬかるむ坂道から旅人の足元を守った石畳が復元され、歴史的遺産として東海道の歴史が感じられます。

(2) 蓬莱橋

明治期に牧之原開墾者の共同出資により、農業用の橋として誕生した蓬莱橋は、大井川の広々とした景観や背景の牧之原台地などの周辺景観と一体となった眺めの良さとともに、過去の時代にタイムスリップしたかのような雰囲気を感じられます。

(3) 指定文化財をはじめとする歴史・文化的な建造物

本市には、島田宿大井川川越遺跡のほか文化財に指定されている建造物や史跡が数多くあり、歴史・文化的な雰囲気を醸し出しています。

また、市内各所に残されている句碑や歌碑のほか、文化財に指定されていないものの古くから継承されている神社仏閣や住居、工場、駅舎などの建造物からも歴史的な趣きを感じられます。

(4) 祭りや伝統行事

各地に点在する神社や寺などでは、年間を通じて様々な祭典が開催されているほか、本市の歴史や文化を継承する祭りなど数多くの伝統行事が残っています。これらは、地域の歴史や文化の伝承のほか季節を感じる風物詩として広く親しまれています。

(5) 大井川鐵道

全国各地を走っていた懐かしい電車やSLが走る大井川鐵道は、金谷地区の住宅地や雄大な大井川、緑豊かな川根地区を走り、周囲の景観と乗客などの観光客が一体となって、多様な景観を創出しています。

また、SLのほか路線の木造駅舎などからも郷愁があふれる懐かしい雰囲気が感じられます。

2 地の恵みを感じる景観

(1) 地形

本市の地形は、北部の山間地と南部の台地及びその2つに挟まれた大井川の扇状地から形成されています。市街地の周囲は、山や台地に囲まれており、その起伏によって豊富な眺望点などを作り出しています。こうした変化に富んだ地形は、市街地、農地、丘陵地及び山並みなどの景観要素を重ねて見ることができ、本市の景観に奥行きを感じさせています。

また、市街地や集落の背景となっている丘陵地では、農林業が行われており地域資源の豊かさが感じられます。

(2) 四季折々の美しさ

本市は、緑豊かな自然に囲まれており、梅や桜、カタクリやドウダンツツジなど色とりどりの花の名所や名木が各地に分布しています。また、市街地を縁取る丘陵地や山間地では新緑や紅葉など四季それぞれに彩られた美しい景観を見ることができます。

(3) 樹木の景観

本市には、智満寺の十本杉のほか文化財に指定されている樹木が数多くあり、地域を象徴する景観が形成されています。

そのほか各所の鎮守の森や大木は、地域のランドマークとなっているとともに市民の憩いの場となっています。

(4) 日本の原風景を想わせる農地景観

本市の北部の山沿いや中央部及び南部の集落と一体となった田園、丘陵地では、農地景観が形成されています。市全域で見られる茶園は、畝が何列にも並びながら緩やかに起伏して茶産地としての個性的な景観となっています。

また、稲作のほかにレタスやみかんなどの集落と一体となった農地景観からは、収穫期の実りの豊かさや日本の原風景を想わせる穏やかさが感じられます。

(5) 眺望景観

本市の茶園の多くは台地や斜面地にあり周囲の茶園景観のほか山々や大井川、市街地などを一望できる眺望地点となっています。遠景には、富士山、南アルプス、駿河湾、伊豆半島など特徴的な景観資源を望むことができます。

また、鷯山の七曲りと言われる朝日段からの眺めや、川根温泉などから見えるSLが走る姿は、本市の個性的な景観となっています。

八高山、千葉山、白岩寺、牧之原公園などの高所からは、市街地や里山などまち全体を見渡すことができる数多くの眺望点があり、見晴らしが良い時には、地形などの自然の美しさや、自然とともに暮らしてきた人々の営みを感じることができます。

3 水の豊かさを感じる景観

(1) かけがえのない大井川

本市の産業や歴史、文化は、大井川の恵みによるものと言っても過言ではありません。かけがえのない存在である大井川は、大雨やダム放流により危険を感じる時があるものの、あらゆる分野で暮らしに寄り添う川として広く市民に親しまれています。

牧之原台地などの広大な茶園景観や遠景の富士山と一体となった大井川の景観は、本市を代表する景観となっています。

(2) 自然を実感できる河川

大津谷川、湯日川、伊久美川、大代川及び家山川などの河川沿いの緑豊かな散策路は、身近なやすらぎや潤いを感じられる場所として親しまれています。

また、良好な自然環境が残る笹間川や東光寺谷川などでは、ホタルの乱舞による幻想的な景観が醸し出されています。

(3) 親しめる水辺

本市の河川、池沼や公園などでは、川遊びなどにより人々が水に親しんでいます。また、このような水辺空間では、数多くの催しが行われるなど水辺に親しむ和やかな雰囲気を感じることができます。

4 動きやすく快適な移動空間を感じる景観

(1) 交通結節点

東名高速道路、新東名高速道路、東海道本線及び富士山静岡空港などの高速交通の結節点により、アクセス性の高い交通ネットワークが形成されており、多くの人々が交流する快適な移動空間が感じられます。

(2) 歩行者・自転車

市街地の道路では、歩行者などが快適で安全に都市空間を移動できるように、十分な歩道幅員が確保された快適な道路の整備が行われています。特に、「おび通り」では、歩行者などが沿線のまちなみによる憩いと潤いを感じながら安心して通行できる道路として広く市民に親しまれています。

(3) 大井川鐵道の沿線景観

大井川鐵道の車窓から眺める落ち着いたある農地景観は、観光客などに乗車中の快適な移動空間であることを感じさせてくれる個性的な雰囲気醸し出しています。

(4) 道路の沿道景観

幹線道路の沿道には、適切な植栽等の整備が進められるとともに道路標識等の公共サインが数多くあり快適な移動空間が創出されています。また、商業施設などの案内広告等の屋外広告物が数多く設置されており、道路利用者の便益を図りつつ快適な移動空間を確保することが望まれています。

5 生き生きとした市民の活動を感じる景観

(1) 地域活動やイベントの景観

本市では、近年、まちなかや公園などを舞台にした様々なイベントが数多く行われています。このような人々の賑わいはまちを活性化し、まちなみや空間と一体となった活気ある景観を創出しています。

また、個人や団体などによるごみ拾いや草刈のほか河川や湖沼の環境美化活動、桜などの植樹、草花の手入れなどの活動が広く行われています。これらの活動により生活空間の快適さやまちの潤いを感じられるようになるだけでなく、住民の地域への愛着を感じることができます。

(2) スポーツにより演出される景観

総合スポーツセンター「ローズアリーナ」をはじめ、大井川河川敷など各地で様々なスポーツを楽しんでいる大勢の人を見ることができます。こうしたスポーツを楽しむ人々と自然の美しさが織りなす景観からは、生き生きとした市民の活力を感じることができます。

(3) 暮らしが感じられる景観

本市の住宅地では、生け垣などによる敷地内の緑化が促進されており、周辺と一体となった市民の暮らしが感じられる親しみの持てる景観となっています。

活力ある産業活動が行われている工業地では、敷地内の緑化、建築物のデザインや色彩など意匠の工夫がされ、周辺との調和が感じられます。

公共施設は、都市や地域の拠点施設として市民に親しまれるよう周辺環境との調和に配慮されており市民の憩いの空間となっています。

(4) 憩いと活力が感じられる景観

中央公園や大井川緑地など多くの公園では、市民の憩いの場又はスポーツやレクリエーションの場として活力と潤いを感じられます。

また、牧之原公園や白岩寺公園などは、眺望地点やランドマークとして市民に親しまれています。

(5) 光の演出による夜の景観

夜間の牧之原公園や島田大橋などの眺望地点から望む市街地は、光と闇のコントラストによる夜の景観となっています。

また、市内の様々な場所や施設では、冬の時期にイルミネーションをはじめとする光の演出が行われ、四季の草花と同様に季節を感じさせる冬の風物詩として、夜のまちなかに幻想的な美しさや楽しさを感じさせています。

第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

1 目標とする景観像

本市における景観の現況特性を踏まえ、目標とする景観像を次のように定めます。

『 伝統と創造を 大井川の豊かな水と緑が育む 笑顔があふれるまち 』

2 基本方針

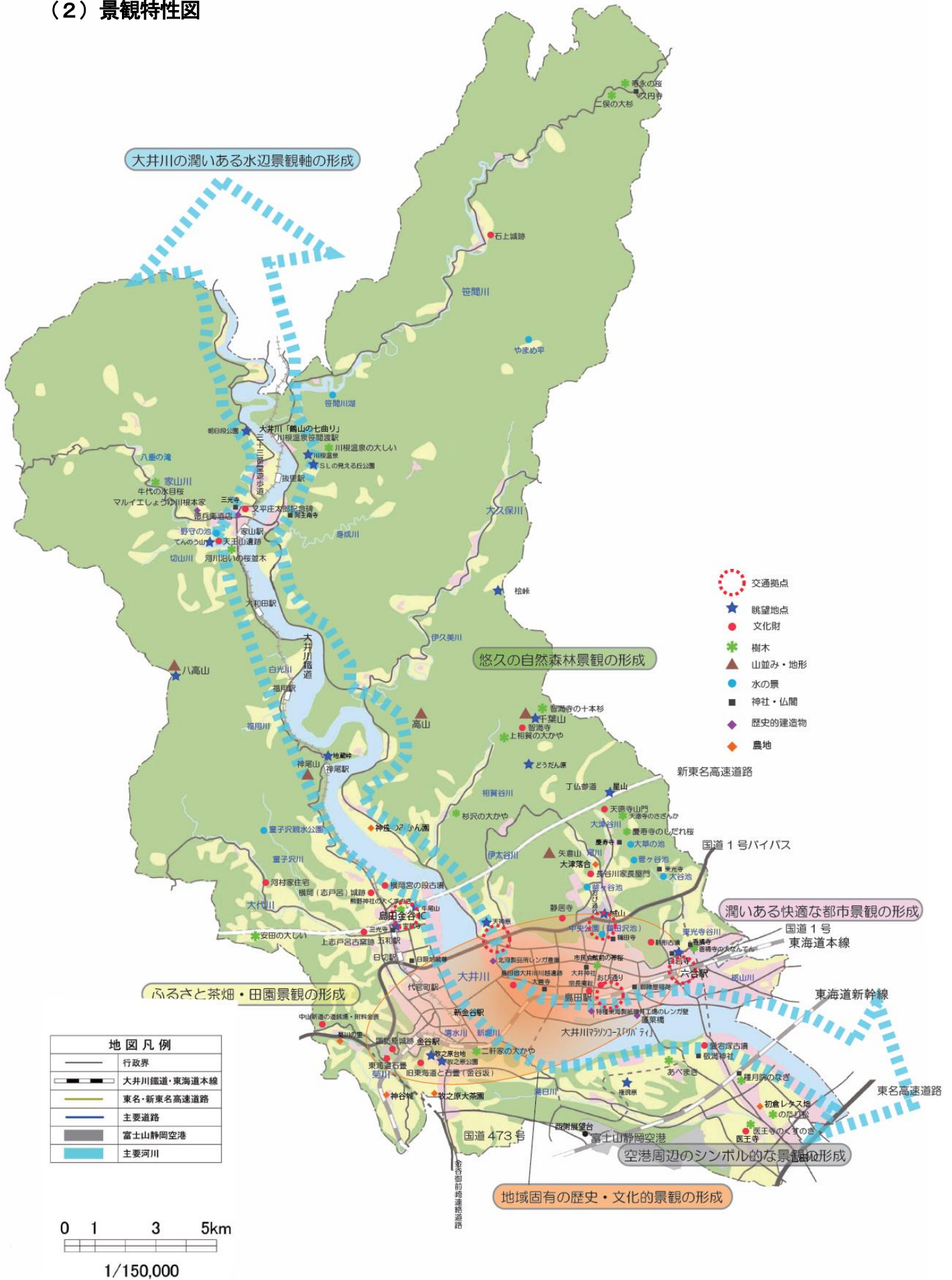
(1) 基本理念

本市には、大井川、牧之原台地、丘陵地などの自然環境、茶やばらなどの一次産品、大井川鐵道のS
Lや川根温泉などの観光交流資源、大井川川越遺跡や蓬莱橋などの歴史資源等が数多くあります。

これらの地域資源は市民共通の財産であり、豊かな自然の恵みによって育まれてきた歴史や文化を継
承し、洗練することにより輝きを増しながら、ネットワーク化を図りつながりを持たせることによって、
まちも市民も活気と活力であふれる魅力ある景観の形成に努めます。

これらの取り組みは、郷土を愛する気持ちのもと、市民・事業者・行政それぞれが役割を理解し、相
互の信頼関係に基づく対等な立場で、ともに力を合わせて進めていきます。

(2) 景観特性図



(3) 特性格の景観の形成に関する目標と施策の方針

基本理念に基づき5つの現況特性ごとに目標と施策の方針を掲げます。

ア 歴史を感じる景観（時の景観）

地域に点在する歴史的資源の保全・活用、さらに洗練された資源によって本市が歩んできた「時」の重みを感じるまちを目指します。また、未来に向けた変革については、今までの「時」の流れにより形成されてきた地域との調和に配慮した景観の形成を目指します。

(ア) 歴史資源の魅力を引き出す景観の形成

本市の主要な歴史資源は、まちの個性として保全し、その歴史的景観や歴史的イメージを活かし周辺のまち並みと一体となって魅力を引き立てる景観の形成を進めます。

(イ) 資源の活用

大井川川越遺跡や蓬莱橋などの歴史的景観資源は、適切な維持管理により保全するとともに、観光や交流の拠点として積極的に活用し市民の関心と理解を高めるよう努めます。

(ウ) 伝統文化の継承

地域の歴史や文化を伝える祭りや伝統行事などは、保存に努めます。地域に伝わる民話や伝説などを伝承し、その土地のルーツを感じさせる歴史的雰囲気醸成します。

また、これらの伝統文化などは、積極的に情報を発信し人々の関心を高め、地域の歴史や文化を守り育て継承する人づくりに努めます。

(エ) 景観資源のネットワーク化

市内に点在する歴史的景観資源は、周辺の自然景観やその他の景観要素との連携により景観資源のネットワーク化を進めます。

イ 地の恵みを感じる景観（地の景観）

豊かな自然環境、市域を縁取る山間地、各地域をつなぐ大井川及び牧之原台地などを保全し継承するとともに新たな緑の創造によって、本市の長い営みの中で守り継がれてきた「地」の恵みを大切にしながら洗練される景観の形成を目指します。

（ア）ふるさとの原風景の保全

市域の半分を占める山間地、広大な大井川、全国的に名高い牧之原台地は、本市の骨格的な景観を形成しているため、島田市らしさの基礎となる自然環境として保全に努めるとともに、それぞれの周辺景観に調和したまちなみ景観を形成することによって、ふるさとの原風景を保全します。

また、地域のランドマークである鎮守の森や大木は、適切な維持管理が行われるよう促します。

（イ）特徴的な農地景観の保全

茶園や稲作、レタス、みかんなど日本の原風景を想わせる農地景観を保全します。また、周辺の沿道景観は農地と調和した落ち着いた景観の形成に努めます。

（ウ）季節の彩りを感じる景観の創出

緑豊かな自然環境を保全するとともに、花や緑によって四季折々の美しさを感じられるよう、市民、事業者、行政が一体となって身近な環境の緑化を推進します。

（エ）特徴的な眺望景観の活用

本市の個性が感じられる特徴的な眺望が望める場所は見通しの良さを確保し、その眺望を活かした景観の形成に努めます。

市全体を見渡すことができる眺望地点は、市民の憩いの場として活用するとともに、そこからの眺望景観を阻害しないよう大規模な建築物等については、意匠や色彩などの適切な誘導に努めます。

ウ 水の豊かさを感じる景観（水の景観）

大井川をはじめとして無数に流れる河川や水路などの特性に応じた水辺の環境づくりによって、本市の自然を象徴する「水」の豊かさを活かした景観の形成を目指します。

（ア）大井川のシンボル空間の形成

自然豊かで広々とした大井川の河川空間を保全し、その自然と歴史を活かしながら、周辺の大井川川越遺跡や蓬萊橋などと一体となった本市のシンボル空間として、風格ある河川景観の創出に努めます。

（イ）やすらぎと親しみのある水辺景観の形成

市街地には、数多くの水路が存在していますが、その多くは暗渠化され日常生活での人々と水辺とのかわりは薄らいでいます。水の豊かなまちを実感できるよう、河川や水路沿いへの桜の植樹や花などの植栽によって、四季に彩られた緑豊かでやすらぎを感じさせる水辺景観の創出を図ります。

（ウ）自然を実感できる水辺景観の形成

親水護岸や散策路、公園など水辺に親しむことができる空間の整備と景観の形成を進め、水辺に親しむ機会の創出を図ります。

（エ）良好な水辺景観の保全

郊外の河川や湖沼では、小魚等の生息も見られる水量、水質ともに比較的良好な景観が保たれており、引き続き自然を実感できる水辺景観の維持に努めます。

また、良好な自然環境として残っている水辺景観は、後世に残していくために適切な維持管理により保全します。

エ 動きやすく快適な移動空間を感じる景観（ 動の景観 ）

多くの人々が行き交う道路をより安全で快適にかつ親しみのある空間として創造することによって、本市の高速交通結節点としての優位性を活かして、人々が交流するための「動」きやすさが感じられる景観の形成を目指します。

（ア） 快適な移動を感じることができる道路の整備

市内に存在する様々な道路の機能を引き出すように計画的に整備をすることによって、誰もが安心して通行できるとともに、交通渋滞の解消による快適な移動空間の形成を図り分かりやすく統一された道路標識等の公共サインの設置に努めます。

また、歩道幅員の十分な確保や段差の解消、適切な植栽等によって安心して歩くことが楽しめる道路景観を創出します。

（イ） 落ち着きを感じられる道路景観の形成

郊外においては道路と周辺の緑地との調和に配慮し、市街地においては道路景観の印象を大きく左右する沿道の建築物や屋外広告物等の適切な設置を誘導し、秩序と落ち着きを感じられる道路景観の創出に努めます。

（ウ） 地域の歴史や個性を活かした道路景観の創出

大井川川越街道、石畳、おび通りなど本市の歴史や個性を感じられる道路の景観を形成します。

また、本市には東海道の宿場町として、古くから人々の生活を支えてきた路地など親しみを感じられる多くの道路があるため、それらの魅力を活かした景観の創出に努めます。

（エ） 移動空間からの良好な眺めの確保と景観の保全

道路や鉄道の沿線では、建築物の配置、規模、形態及び屋外広告物の表示、掲出方法に配慮するなど、見通しの確保に努め、個性的で魅力的な景観の保全に努めます。

オ 生き生きとした市民の活動を感じる景観（生の景観）

市民の生活に密着した空間において、それぞれの空間特性に応じた景観の形成を図ることによって、本市の活力を生み出す「生」き生きとした暮らしが感じられる景観の形成を目指します。

（ア）人々の活力を感じる景観の創出

市内で開催されるスポーツや祭りなどの催しを継承するとともに、これらの催しに多くの人が参加しやすい環境の創出に努め、大勢の市民が参加することによって活気があふれる景観の創出に努めます。

（イ）落ち着きを感じる住宅地の創出

住宅地や集落地では、周囲のまち並みや自然景観と調和した落ち着きが感じられる景観の形成に努めます。

（ウ）地域と調和した工業地の創出

活力に満ちた豊かなまちが感じられる工業地の景観は、敷地内の緑化、施設の配置や建築物の意匠及び色彩について、周辺地域との調和に努めるよう良好な景観の形成を図ります。

また、個々の施設だけでなく周囲の施設との調和を図りながら、工業地としてのまとまりを感じる景観の形成に努めます。

（エ）魅力的な商業地の創出

まちの核となる商業地は、その地区の特性にふさわしい良好な景観を形成するための建築物や屋外広告物その他のサインによって、商店街の魅力の向上を図るとともに、快適な空間を創出し人々の憩いとまちのにぎわいを感じる景観の創出に努めます。

（オ）親しみやすい公共施設の整備

多くの人が利用する公共施設などは親しみやすいデザインに配慮し、緑化や休憩スペースなどの配置により憩いや潤いを感じる景観の形成を図ります。

また、施設の適切な維持管理により良好な景観の保全に努めます。

(4) 地域別の景観の形成に関する基本方針

ア 島田地域

島田宿大井川川越遺跡、蓬萊橋その他の歴史的資源は、島田地域の個性として保全するとともに魅力の向上に向けた景観の形成に努めます。

市街地の背景となる千葉山などの斜面緑地や農地景観を保全するとともに眺望地点からの景観を阻害しないように適切な景観の形成に努めます。

J R島田駅周辺の中心市街地として本市の顔となる区域は、活力が感じられ商店街の魅力の向上が図られるような快適な空間の創出につながる景観の形成に努めます。

イ 空港周辺地域

牧之原台地などの農地景観を保全し継承するとともに洗練される景観の形成に努めます。

大井川の親水護岸や湯日川の散策路など水辺に親しむことができる空間の整備によって水の豊かさを活かした景観の形成に努めます。

富士山静岡空港や東名高速道路吉田インターチェンジなどの交通結節点の優位性を活かして、人々が交流するための動きやすさが感じられる景観の形成に努めます。

ウ 金谷地域

東海道石畳、諏訪原城跡その他の歴史的資源は、地域の個性として保全するとともに魅力の向上に向けた景観の形成に努めます。

五和地域など緑豊かな自然環境を保全するとともに周辺景観に調和したまちなみ景観の形成に努めます。

大代川や童子沢公園などの水辺環境の創出によって水に親しめる水辺空間の創出によって和やかな雰囲気を感じる景観の形成に努めます。

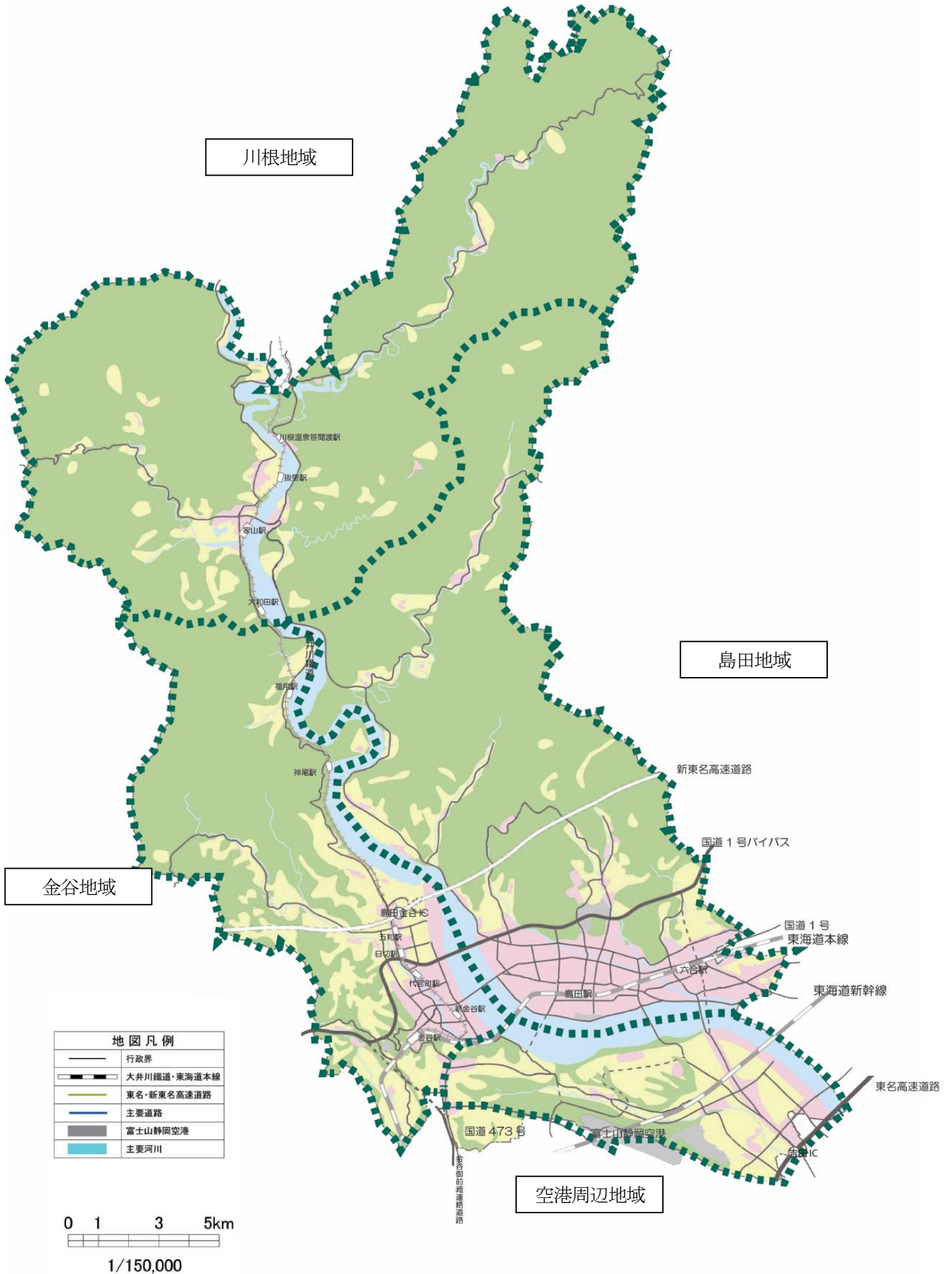
エ 川根地域

豊かな自然環境、市域を縁取る山間地などを保全し継承するとともに鷲山の七曲りと言われる朝日段などからの眺望を活かした景観の形成に努めます。

家山川などの水辺環境の創出によって水の豊かさを活かした風格のある景観の形成に努めます。

野守の池、天王山公園など市民の生活に密着した空間にあっては、周囲のまち並みや自然景観と調和した落ち着きを感じられる景観の形成に努めます。

(5) 地域別ゾーニング図



第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 景観形成区域における景観の形成基準（全体）

項目	景観の形成基準（全体）
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 形態・意匠は地域特性との調和に努める。 ・ 外壁、屋根などの外観の色彩は、周辺の景観との調和に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の緑化に努める。

2 届出対象行為（特定届出対象行為）

（1）届出を必要とする行為

区分	行為及び規模
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築にあつては、当該建築物の高さが15mを超えるもの又は延べ床面積の合計が1,000㎡を超える場合 ・ 建築物の高さが15mを超えるもの又は延べ床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の増築、改築又は移転に係る部分の延べ床面積の合計が10㎡を超える場合 ・ 建築物の高さが15mを超えるもの又は延べ床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設、増築、改築又は移転を行う場合は、当該工作物（風力発電設備を含む。次において同じ。）の高さ（増築の場合は増築後の高さ）が15mを超える場合 ・ 工作物の高さが15mを超えるもので、外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合 ・ 太陽光発電設備（建築物に設置するものを除く。以下同じ）の事業区域（太陽光発電設備を設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電する事業を行う一団の区域をいう。以下同じ。）の面積が1,000㎡以上で、当該設備の新設、増築、改築又は移転に係るもの ・ 太陽光発電設備の事業区域の面積が1,000㎡以上のもので、当該設備の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による当該設備の外観の変更に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の2分の1を超えるもの

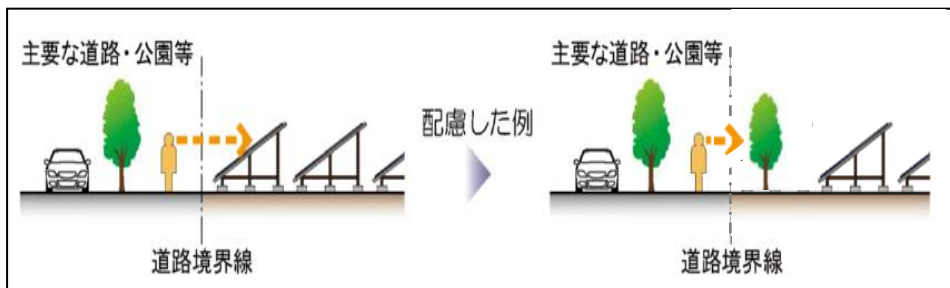
届出対象行為（特定届出対象行為）に基づき届出された内容が「大規模建築物等に係る景観の形成基準」に適合しない場合は、景観法第17条第1項の規定により、市長は設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができます。

(2) 大規模建築物等に係る景観の形成基準

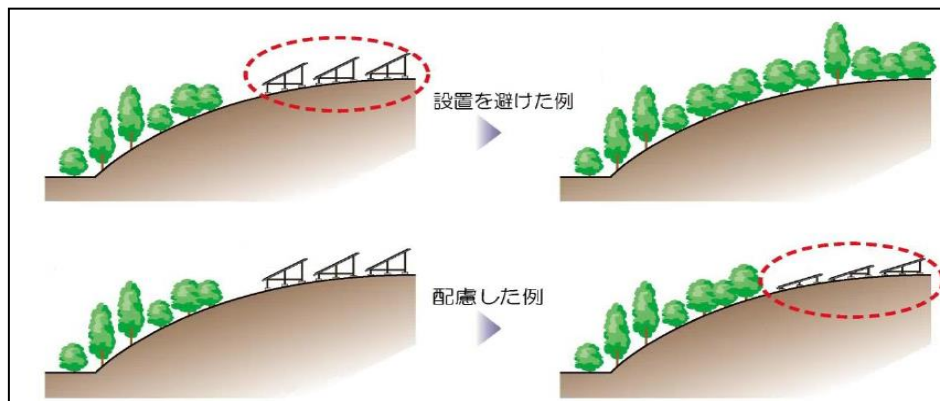
項目	景観の形成基準（大規模建築物等）
配置	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 周辺の地形や自然との調和に配慮する。 ▪ 眺望地点の周辺においては、眺望を阻害しない配置とする。 ▪ 道路に面した部分には、歩道と一体的又は緑化スペースとして利用できる空間の確保に努める。
形態	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 周辺の地形やまち並みなどと調和し、一体的なまち並みの形成に努める。 ▪ 建築物の高さ及び屋根の形状等は、周辺の景観を阻害しないものとする。 ▪ 単調な大壁面とならないようにする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 外観の色彩は、自然素材色など背景となる自然に調和した色彩とする。 ▪ 周辺景観との調和に配慮し、明度及び彩度の高い色の面積は少なくする。 (マンセル値に基づく色彩は、大規模建築物等の色彩基準のとおりとする。)
材料	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 外観には本市の特性が感じられる自然素材を活用するように努める。 ▪ 住宅地周辺では、金属やガラスなどの反射性又は光沢性のある素材を大きな面積で用いないようにする。
附帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 屋上や壁面に設置する配管や室外機は、目隠し又は壁面と同色にするなどにより周辺から見えないように配慮する。
垣・柵	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 敷地の周囲は、生け垣とするように努めることとし、柵を設ける場合は、周辺のまち並み景観に調和するよう配慮し透過性のあるものとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 敷地内には、樹木を適切に配置し緑化に努める。 ▪ 植栽の樹種については、周辺地域の植生に配慮する。 ▪ 敷地内の既存樹木は、極力保全し景観に活かすように配慮する。
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 機械室などは、目立たない位置に配置するとともに、建物本体と調和するデザインとする。 ▪ 駐車場などは、目立たない位置に配置するとともに、植栽などにより道路から見えないように配慮する。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ▪ なるべく集約し、大きさ及び色彩は、周辺の景観を損なわないようにする。 ▪ 建築物に付属する場合は、一体的なデザインとするなどバランス良く設置し、建築物本体との調和を図る。 ▪ ネオンサインなどを設ける場合は、夜間の近隣への影響に配慮する。

地上に設置する太陽光発電設備

- 太陽電池モジュール（パネル）は、低彩度の目立たないものを使用し、周囲の景観と調和するよう配慮する。（マンセル値に基づく色彩は、大規模建築物等の色彩基準のとおりとする。）
- 周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。



- 山頂や尾根線、丘陵地線、高台等での設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること（土地の形状違和感を与えないこと）。



(3) 大規模建築物等の色彩基準

建築物及び工作物の外観の基調となる色彩の制限を、次の表のとおりとする。

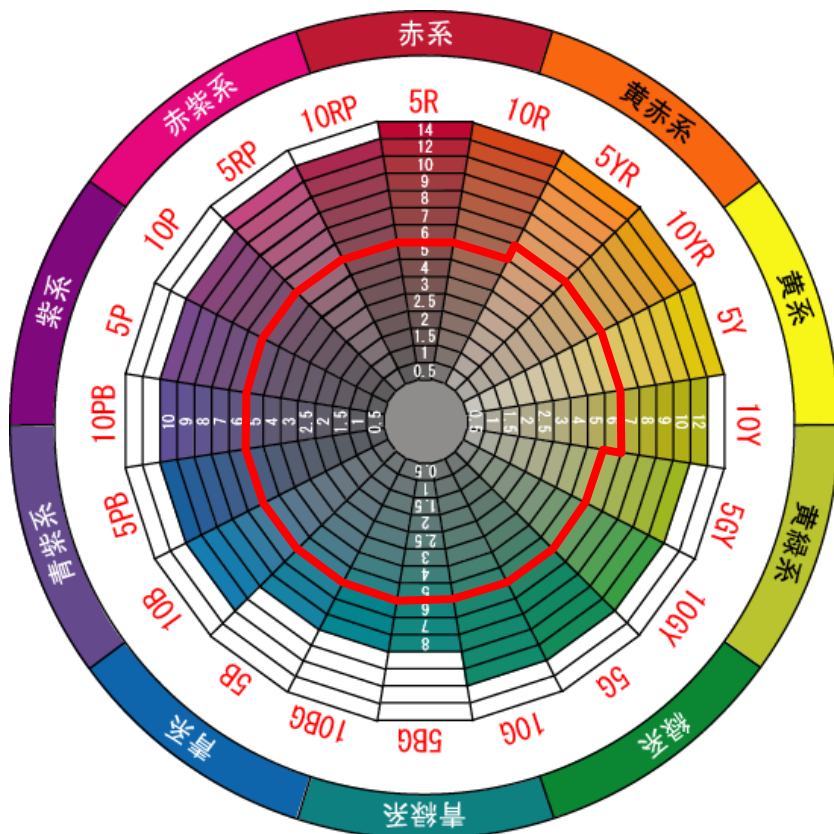
ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の10分の1未満の範囲の部分の色彩（アクセント色）については、この限りではない。

色相	明度	彩度
0.1YR～10Y (0GY)	制限なし	6以下
上記以外の色相	制限なし	5以下
無彩色は、N1～N9.5（制限なし）		

※表の数値、記号は日本工業規格 Z8721(色の三属性による表示方法)の規定による。

■色相・彩度の範囲

色相と彩度について、基準に適合する色彩を以下に示す（赤枠内）



【色相】

10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す。0から10までの数字を組み合わせて表す。

【明度】

明るさの度合いを0から10までの数値で表す。暗い色ほど数値は小さくなる。

【彩度】

鮮やかさを0から14程度までの数値で表す。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となる。

【マンセル記号】

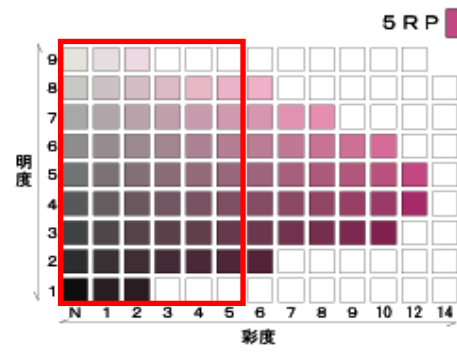
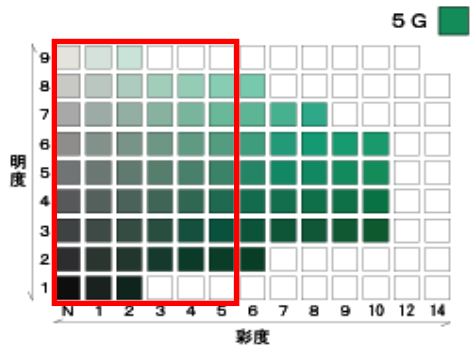
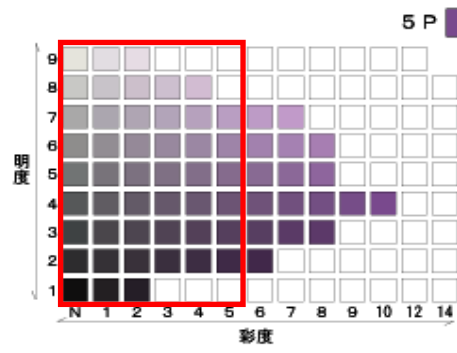
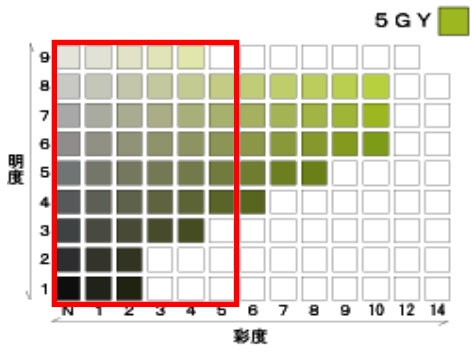
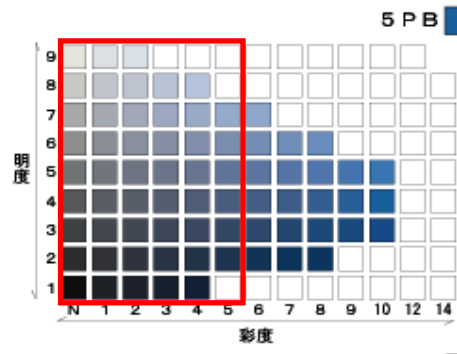
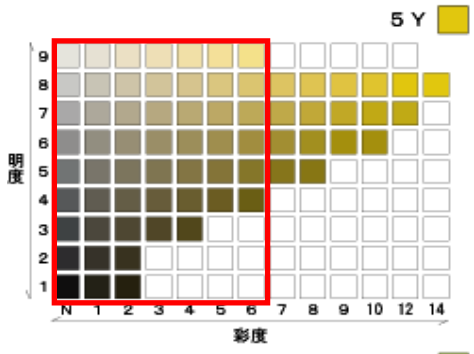
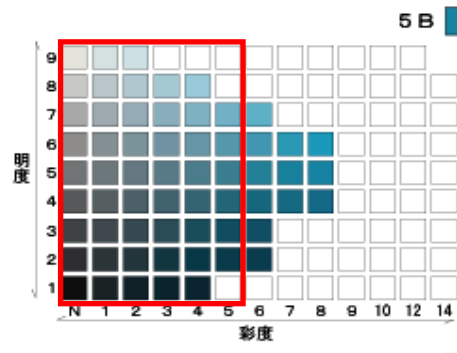
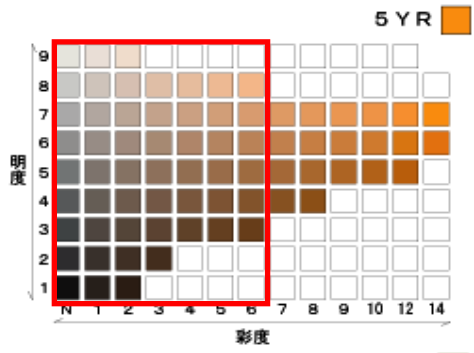
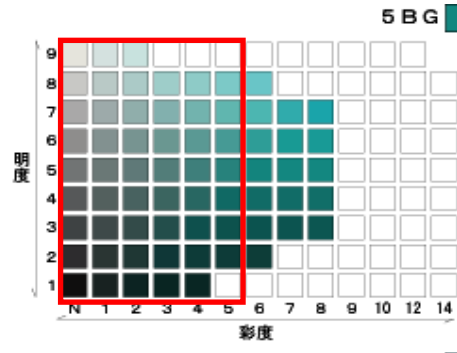
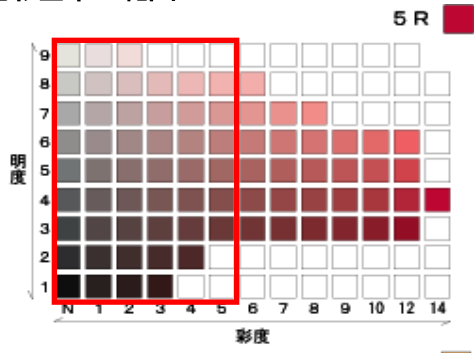
マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号である。有彩色は、5YR7.0/2.0のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N6.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。



5YR 7.0 / 2.0

色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ
5ワイアール 7 の 2

■色彩基準の範囲

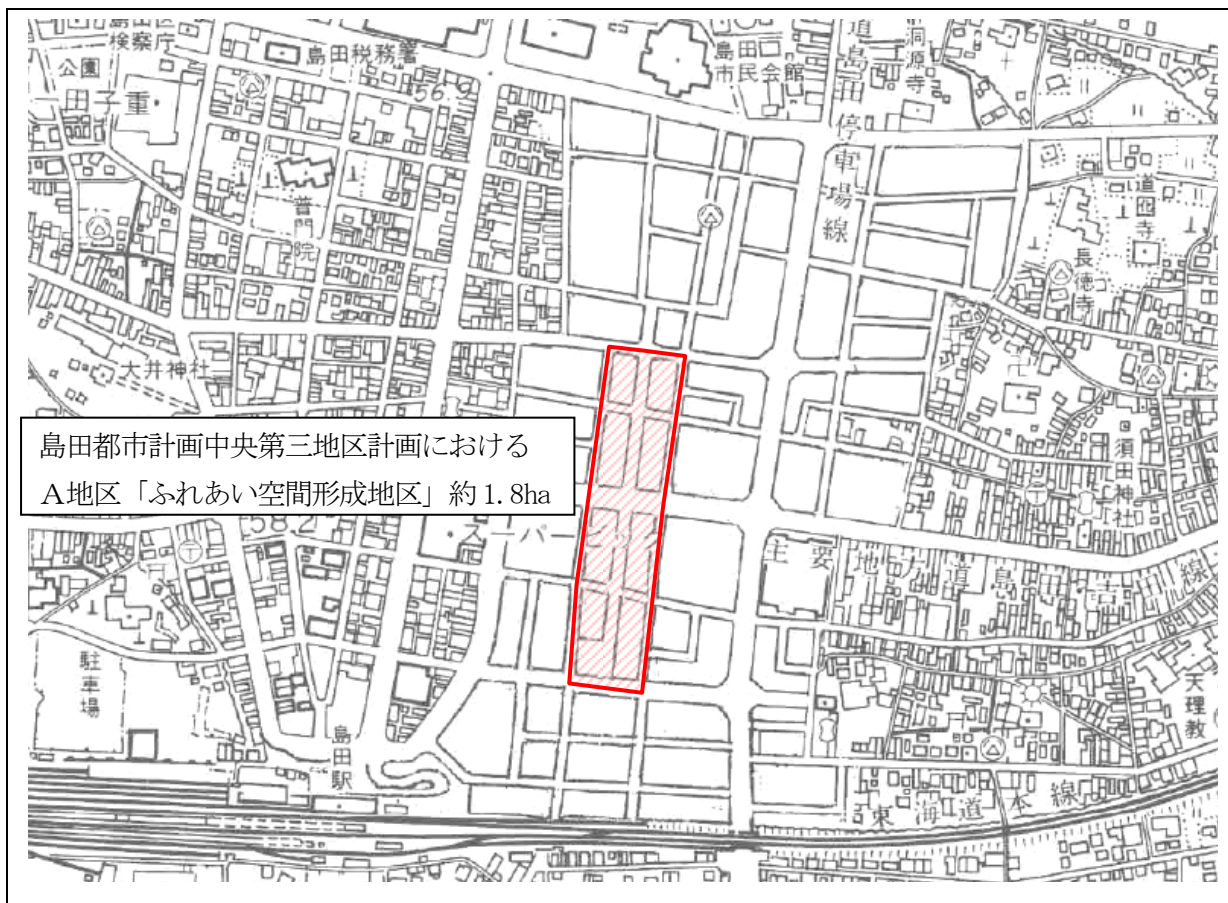


※印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは若干異なる場合があります。

3 重点地区

(1) 中央第三地区計画区域内

ア 区域



イ 景観の形成方針

地区のシンボルである栄町中央線（おび通り）との一体的な空間の形成を図るため、和風の雰囲気を感じられるまち並みを創出し、本市の中心市街地としての憩い、潤い及びにぎわいが感じられるふれあい空間の形成を目指します。

ウ 届出を必要とする行為（特定届出対象行為）

重点地区の区域のうち、栄町中央線に面する建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合は、あらかじめ、届出をする必要があります。

特定届出対象行為に基づき届出された内容が「重点地区に係る景観の形成基準」に適合しない場合は、景観法第17条第1項の規定により、市長は設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。

エ 景観の形成基準

(ア) 建築物に関する基準

外 壁	位置	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、栄町中央線の道路境界から1 m以上後退させるものとする。
	形態・材料	栄町中央線及び本通り線に面する壁面の材料・形態は、塗り壁、板張、石張り、土壁など、和風の雰囲気を感じられるものを基本とする。 なまこ壁とする場合は、極力本物の材料を用いるものとする。
	色彩	栄町中央線及び本通り線に面する壁面の色彩は、白色又は木、石、土等の自然材料と調和する色など、和風の雰囲気を損なわない落ち着いた色とし、部分的には黒色も可とする。 なお、栄町中央線及び本通り線に面しない壁面であっても、栄町中央線から見える壁面については、同様の配慮を行うものとする。 (マンセル値に基づく色彩は、外壁の色彩基準のとおりとする。)
屋 根	形態	主要な屋根の形態は、和風の雰囲気の勾配屋根を基本とする。 やむを得ず陸屋根とする場合は、栄町中央線から勾配屋根に見えるように修景用の屋根をかけるものとする。
	方向	主要な屋根の方向は、平入りとする。 ただし、栄町中央線と本通り線の両方に面する屋根については、妻入り（本通り線側が平入り）も可とする。
	材料	主要な屋根の材料は、和瓦（一体的に用いられる金属板も可）を原則とし、和瓦を模した材料も可とする。
	色彩	屋根の色は、黒色又は灰色系とする。金属板の部分については、緑青（銅板）、こげ茶色系も可とする。
	勾配	屋根勾配は、4.5/10 を原則とする。 やむを得ない場合は、4.5/10 から5.0/10 の範囲で可とする。
1 階 の 軒 ・ 庇	軒・庇の設置	栄町中央線に面する1階部分には、和風の雰囲気を損なわないよう軒・庇を設置するものとする。
	軒・庇の出・高さ	栄町中央線に面する1階部分の軒・庇の出は90cm、軒・庇の先の高さは2.7 mを基準とする。 高さについては、やむを得ない場合は、2.4mから3.0mの範囲で可とする。
	材料	軒・庇の屋根の材料は、主要な屋根と同様に和瓦（一体的に用いられる金属板も可）を原則とし、和瓦を模した材料も可とする。
	勾配	軒・庇の勾配は、主要な屋根と同様に、4.5/10 を原則とする。 やむを得ない場合は、4.5/10 から5.0/10 の範囲で可とする。
	色彩	軒・庇の屋根の色は、主要な屋根と同様に、黒色又は灰色系とする。 金属板の部分については、緑青（銅板）、こげ茶色系も可とする。

窓・開口部	<p>栄町中央線及び本通り線に面する窓・開口部の枠については、黒色又は茶色系の木製建具を原則とする。</p> <p>やむを得ない場合は、黒色又は茶色系のアルミサッシも可とする。</p>
付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備屋外機 ・ 屋外設置の給湯器 ・ 受水槽 ・ 太陽光発電パネル等 	<p>付帯設備については、栄町中央線及び本通り線から見えない位置への設置を原則とする。</p> <p>やむを得ず見える位置に設置する場合は、格子等で目隠しを行うものとする。ただし、目隠しを行うことが困難な太陽光パネルについては、屋根の形態や色彩との調和に配慮し、和風の雰囲気損なわないようにするものとする。</p>

(イ) 工作物等に関する基準

門・塀等	<p>栄町中央線に面して門・塀等を設置する場合は、木製板塀又は土塀を原則とする。</p> <p>やむを得ずブロック塀とする場合は、壁面は塗り壁風の仕上げとし、笠木には和瓦を用いるものとする。</p>
緑化	<p>栄町中央線及び本通り線に面して庭等を設ける場合は、和風の雰囲気に調和したものとする。</p>

■ 外壁の色彩基準

和風の雰囲気の色相について、最低限守るべき色彩の範囲として「基準値」を定める。また、使用することが望ましい色彩の範囲として「推奨値」を示す。

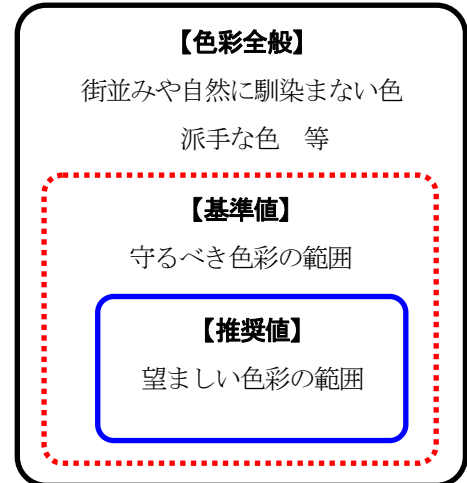
■ 基準値

色相	明度	彩度
0.1YR～10Y (0GY)	制限なし	4以下
上記以外の色相	制限なし	2以下
無彩色は、N1～N9.5		

■ 推奨値

色相	明度	彩度
0.1YR～10Y (0GY)	5以上	3以下
上記以外の色相	5以上	2以下
無彩色は、N1～N9.5		

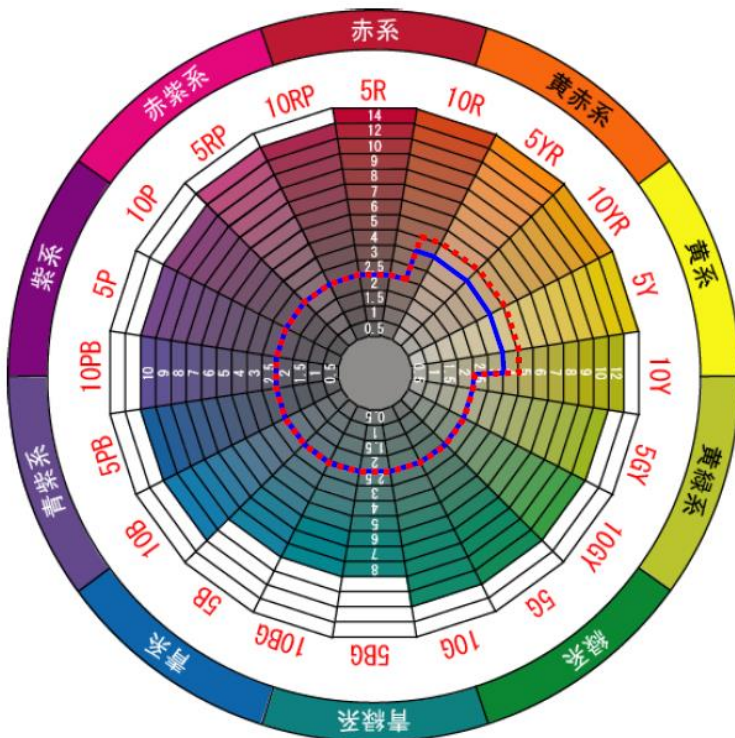
《色彩の基準値と推奨値のイメージ》



※表の数値、記号は日本工業規格 Z8721 (色の三属性による表示方法) の規定による。

■ 色相・彩度(基準値)の範囲

色相と彩度について、基準に適合する色彩を以下に示す (赤枠内)



【色相】

10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す。0から10までの数字を組み合わせて表す。

【明度】

明るさの度合いを0から10までの数値で表す。暗い色ほど数値は小さくなる。

【彩度】

鮮やかさを0から14程度までの数値で表す。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となる。

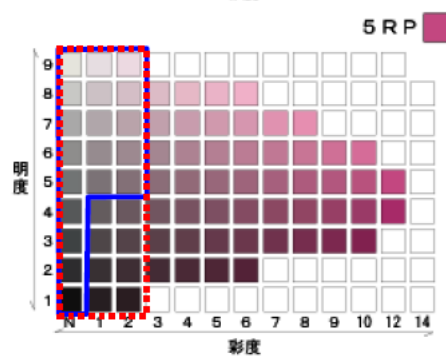
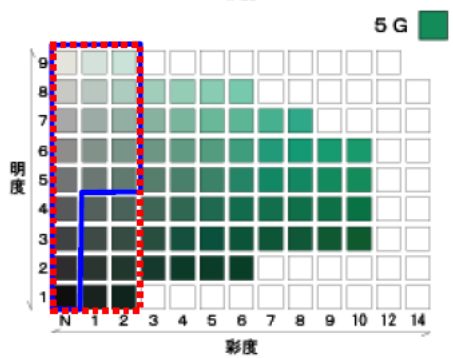
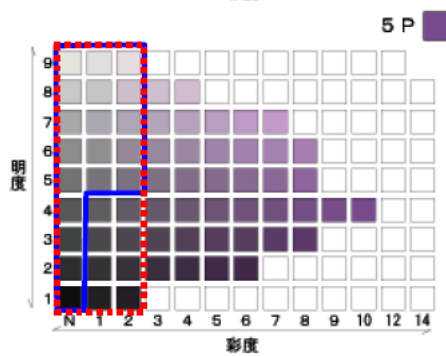
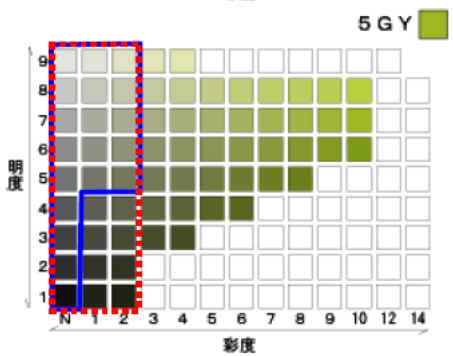
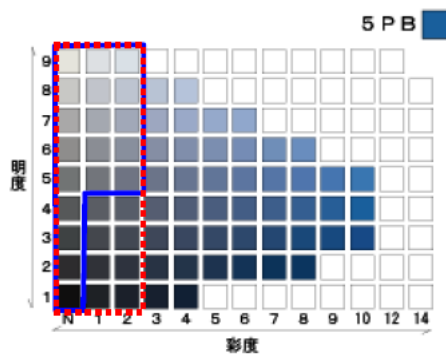
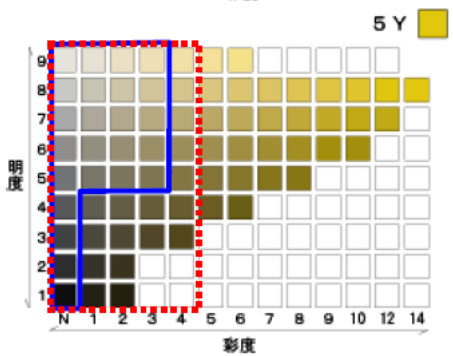
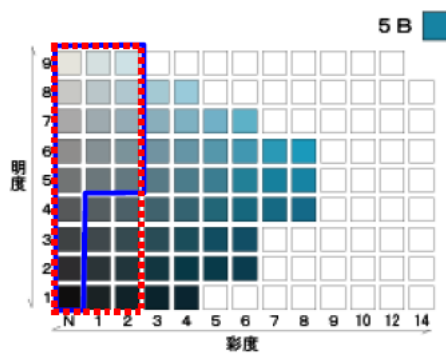
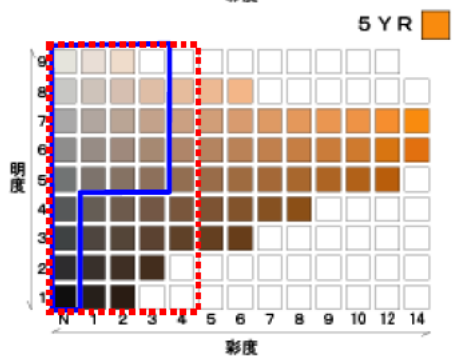
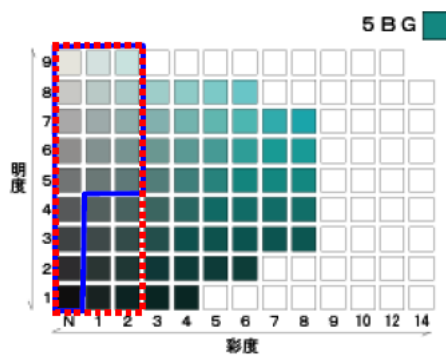
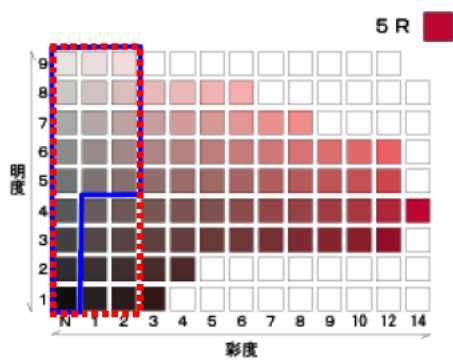
【マンセル記号】

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号である。有彩色は、5YR7.0/2.0のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N6.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。



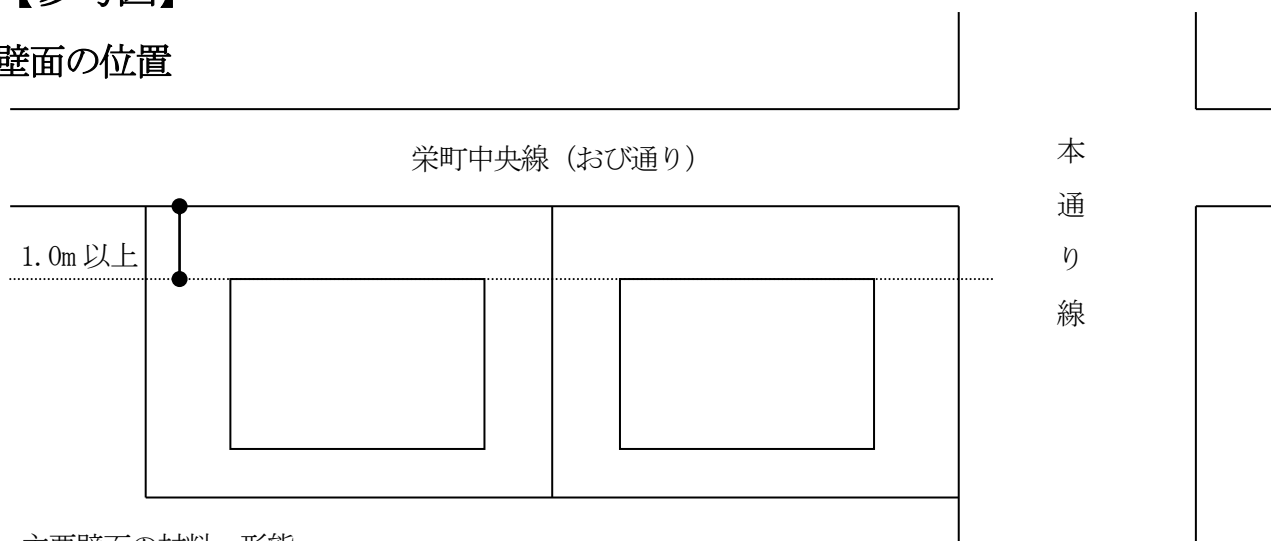
5YR 7.0 / 2.0

色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ
5ワイアール 7 の 2



【参考図】

壁面の位置

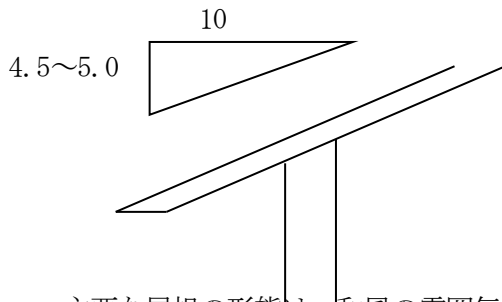
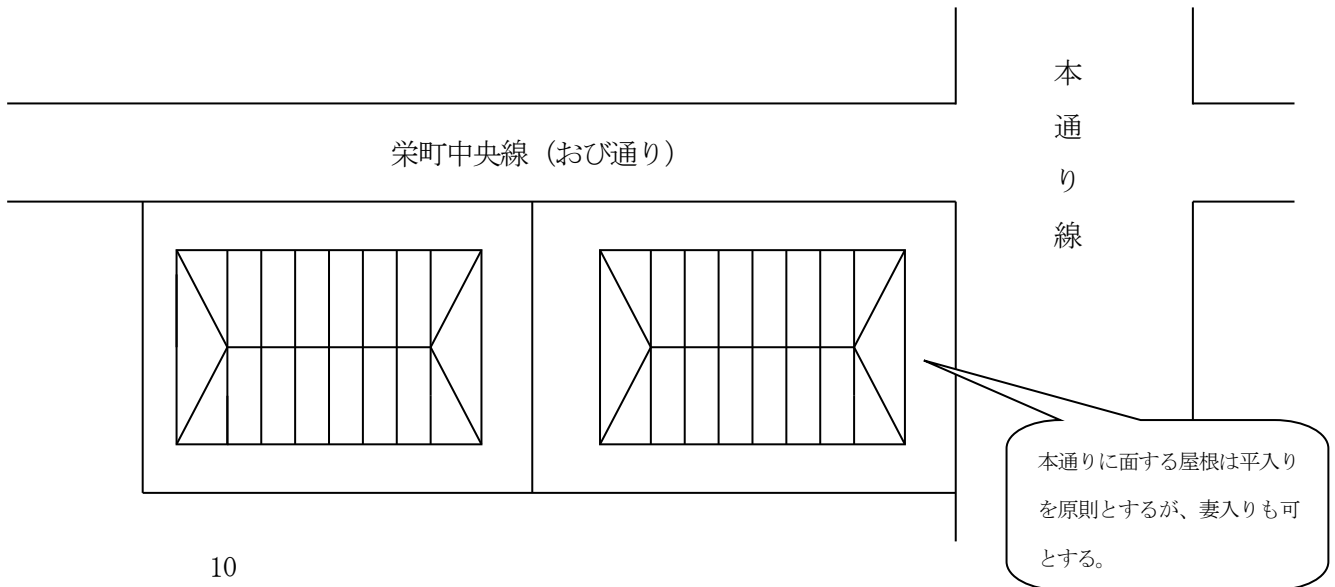


主要壁面の材料・形態

- ・ 栄町中央線及び本通り線に面する壁面の材料・形態は、塗り壁、板張、石張り、土壁など和風の雰囲気を感じられるものを基本とする。
- ・ なまこ壁とする場合は、極力本物の材料を用いるものとする。
- ・ 栄町中央線及び本通り線に面する壁面の色彩は、白色又は木、石、土等の自然材料と調和する色など、和風の雰囲気を損なわない落ち着いた色とし、部分的には黒色も可とする。

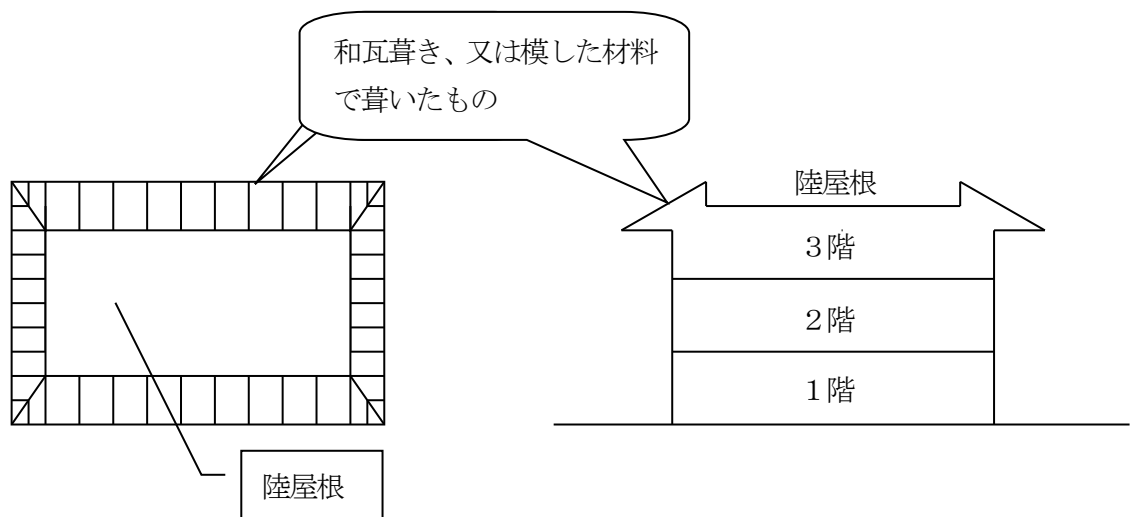
屋根

- 主要な屋根の材料は、和瓦（一体的に用いられる金属板も可）を原則とし、和瓦を模した材料も可とする。
- 主要な屋根の形態は、和風の雰囲気勾配屋根を基本とする。



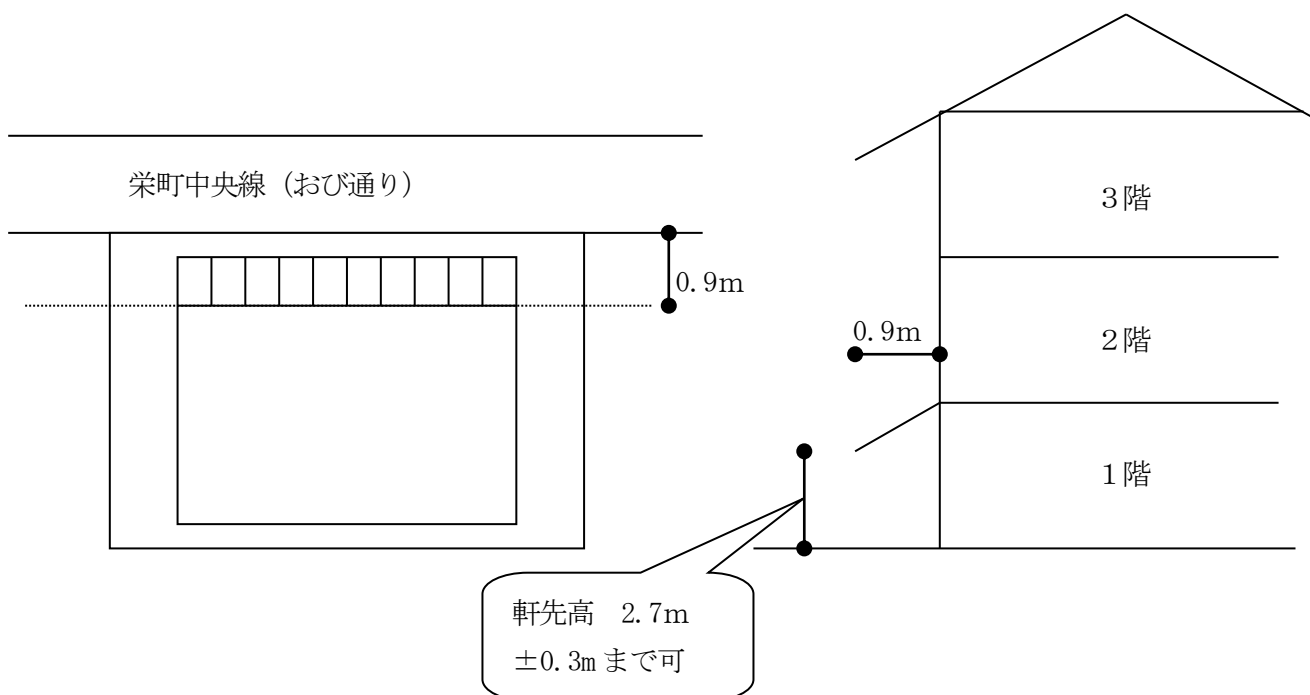
- 屋根の色は黒色又は灰色系とする。
- 屋根勾配は 4.5/10 を原則とする。
(やむを得ない場合は、4.5/10~5.0/10 の範囲で可)

- 主要な屋根の形態は、和風の雰囲気勾配屋根を基本とする。
- やむを得ず陸屋根とする場合は、栄町中央線から勾配屋根に見えるように修景用の屋根をかけるものとする。



1階の軒・庇

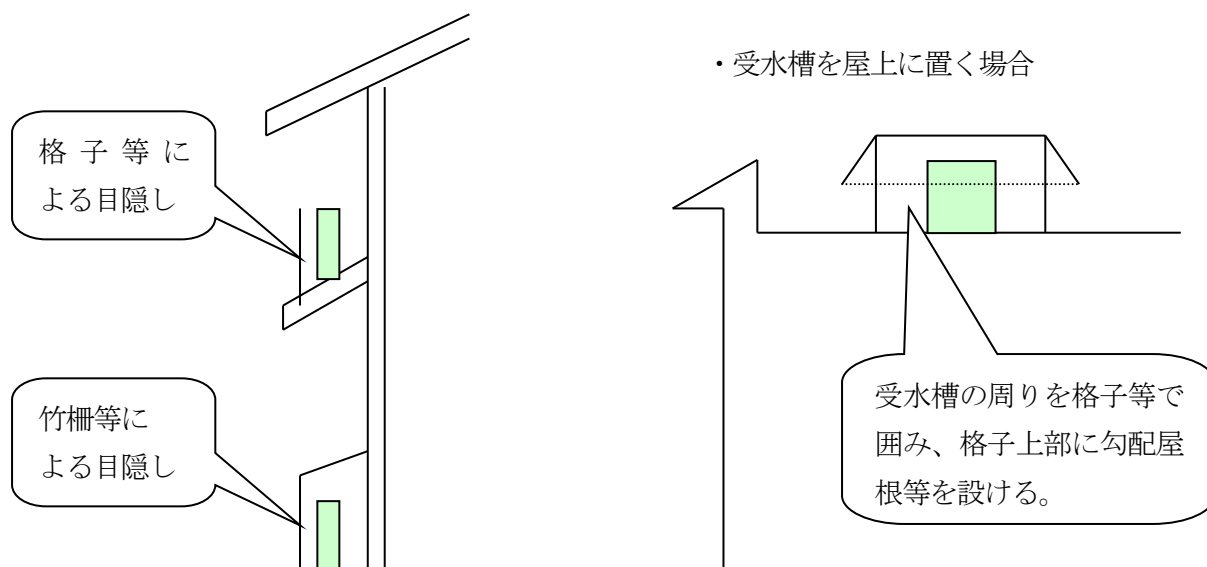
- ・ 栄町中央線に面する1階部分には、和風の雰囲気損なわないよう軒・庇を設置するものとする。
- ・ 栄町中央線に面する1階部分の軒・庇の出は、0.9m、軒・庇の先の高さは、2.7mを基準とする。



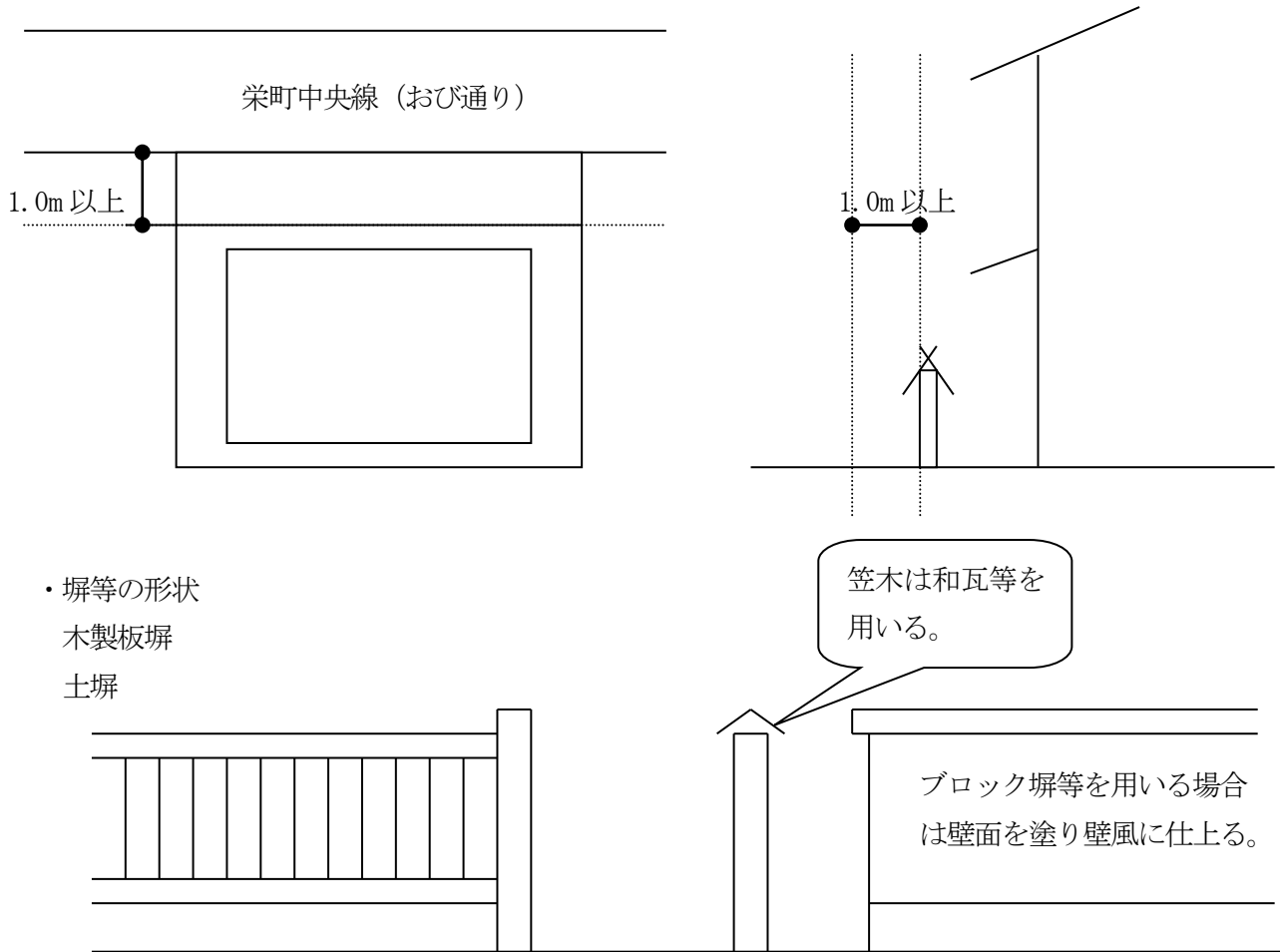
- ・ 軒・庇の勾配は、主要な屋根と同様に、4.5/10を原則とする。
- ・ やむを得ない場合は、4.5/10～5.0/10の範囲で可とする。

付帯設備

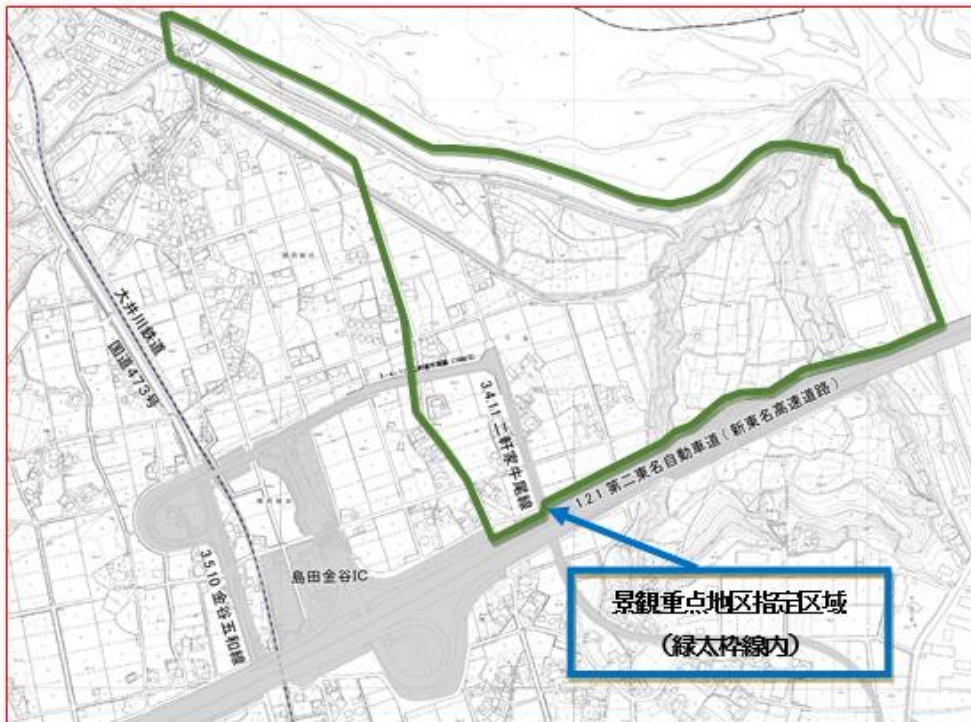
- ・ 栄町中央線及び本通り線から見えない位置への設置を原則とする。
- ・ やむを得ず見える位置に設置する場合は、格子等で目隠しを行うものとする。
- ・ 目隠しを行うことが困難な太陽光発電パネルについては、屋根の形態や色彩との調和に配慮し、和風の雰囲気を損なわないようにするものとする。



門・塀等



(2) 新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区 ア 区域



イ 景観の形成方針

- ・山並みの緑に囲まれた田園風景と調和した、自然素材色など落ち着いた色を主体とした基準とする。
- ・地区のシンボルである牛尾山周辺の景観への配慮を目指した、景観重点地区の区域とする。
- ・本地区のまちづくりにおいて誘導する土地利用のうち、特に景観に与える影響の大きい、比較的大規模な建築物等（商・工業施設等）を対象とする。

ウ 届出を必要とする行為（特定届出対象行為）

区 分	行為及び規模
建築物	<ul style="list-style-type: none">・新築にあつては、当該建築物の高さが15mを超えるもの又は延べ床面積の合計が1,000㎡を超える場合・建築物の高さが15mを超えるもの又は延べ床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の増築、改築又は移転に係る部分の延べ床面積の合計が10㎡を超える場合・建築物の高さが15mを超えるもの又は延べ床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合
工作物	<ul style="list-style-type: none">・新設、増築、改築又は移転を行う場合は、当該工作物（風力発電設備を含む。次において同じ。）の高さ（増築の場合は増築後の高さ）が15mを超える場合・工作物の高さが15mを超えるもので、外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合・太陽光発電設備（建築物に設置するものを除く。以下同じ）の事業区域（太陽光発電設備を設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電する事業を行う一団の区域をいう。以下同じ。）の面積が1,000㎡以上で、当該設備の新設、増築、改築又は移転に係るもの・太陽光発電設備の事業区域の面積が1,000㎡以上のもので、当該設備の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による当該設備の外観の変更に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の2分の1を超えるもの

エ 景観の形成基準

- ・建築物及び工作物の外観の基調となる色彩の制限を右図のとおりとする。
- ・ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の10分の1未満の範囲の部分の色彩（アクセント色）については、この限りでない（現行の大規模建築物等の色彩基準と同様）。

■ 外壁の色彩基準

【色彩基準の基本的考え方】

- ・牛尾山等の緑と調和した落ち着いた色彩とし、彩度（色の鮮やかさ）について、低彩度のものに制限する。
- ・色相（色の種類）、明度（色の明るさ）は、地域資源を活かした産業活性化を目指す土地利用方針から、地区のイメージ色等の設定が困難なこと、既に幅広い色相や明度の建築物が立地していることから制限は行わない。

【色相・彩度・明度の範囲】

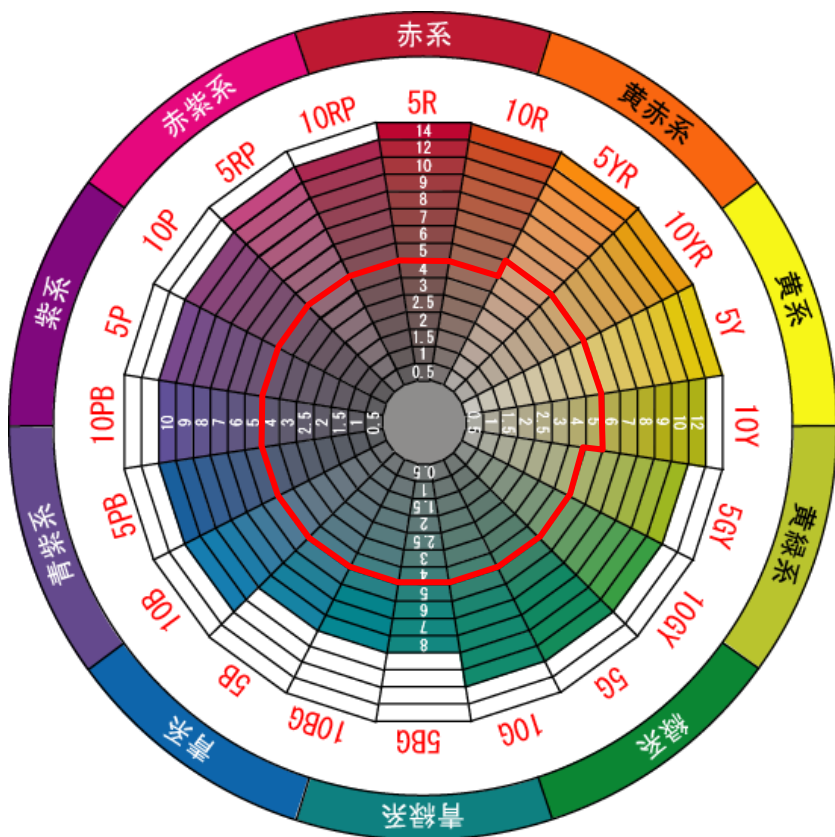
色相	明度	彩度
0.1YR～10Y (0GY)	制限なし	5以下
上記以外の色相	制限なし	4以下
無彩色は、N1～N9.5 (制限なし)		

※表の数値、記号は日本工業規格 Z8721 (色の三原色による表示方法) の規定による。

■色相・彩度の範囲

本地区の色彩基準 (赤枠線)

- ・地区のシンボルである牛尾山等の緑と調和した落ち着いた景観を形成するため、低彩度 (4～5 以下に設定) とする。



【色相】
10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す。0から10までの数字を組み合わせて表す。

【明度】
明るさの度合いを0から10までの数値で表す。暗い色ほど数値は小さくなる。

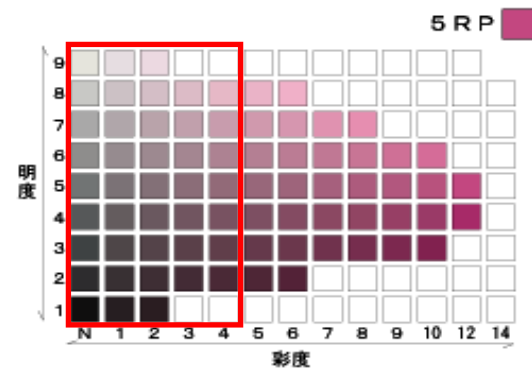
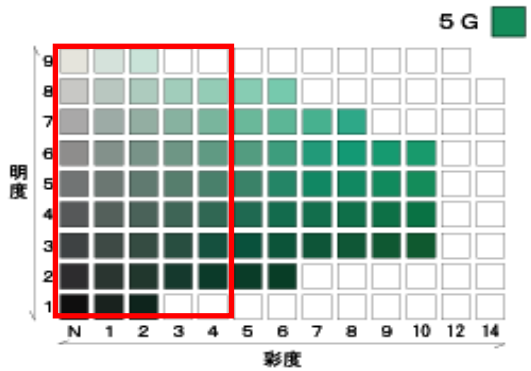
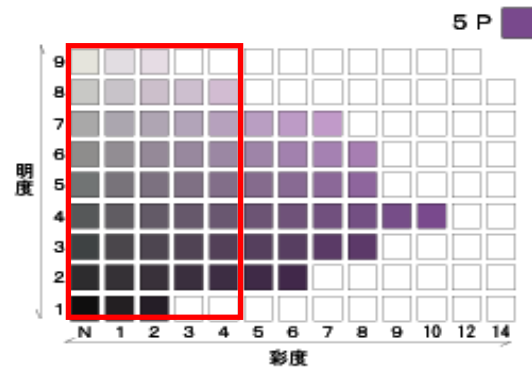
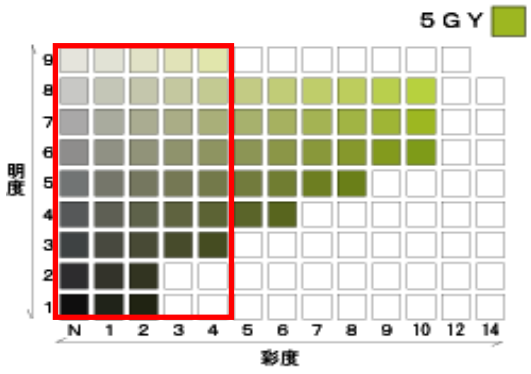
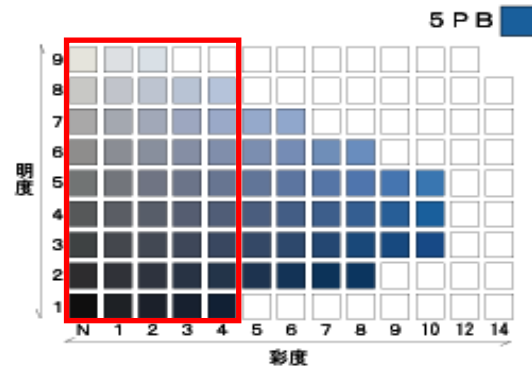
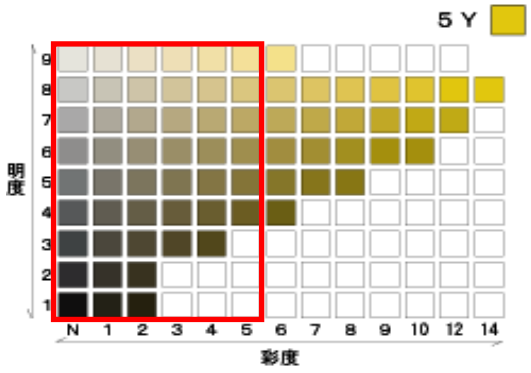
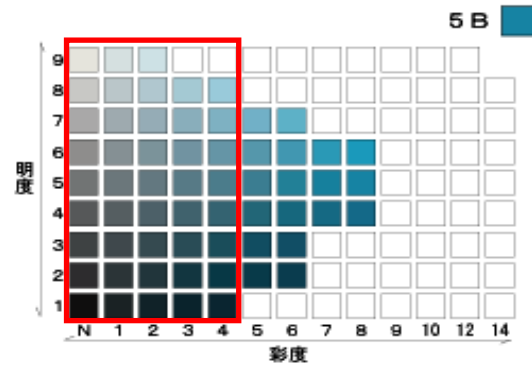
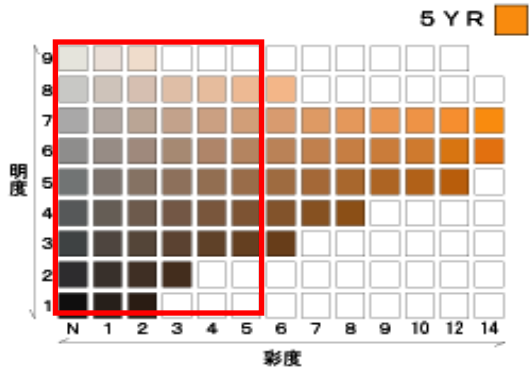
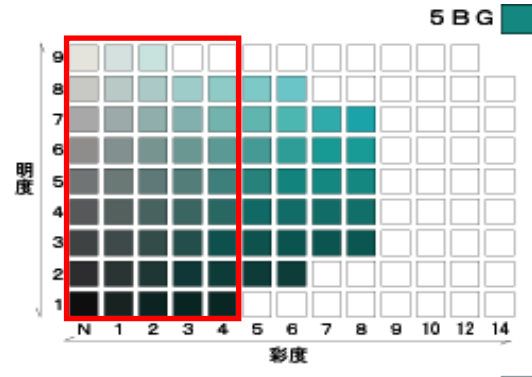
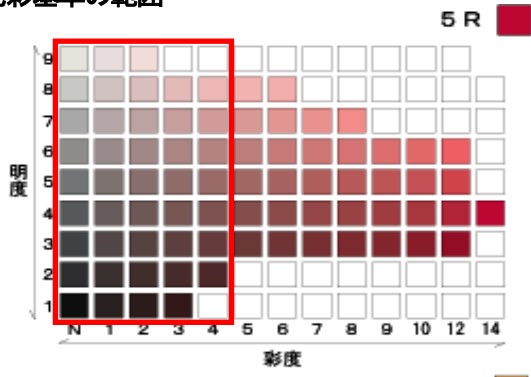
【彩度】
鮮やかさを0から14程度までの数値で表す。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となる。

【マンセル記号】
マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号である。有彩色は、5YR7.0/2.0のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N6.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。

5YR 7.0 / 2.0

色相-色合い 明度-明るさ 彩度-鮮やかさ
5YR-7.0 / 2.0

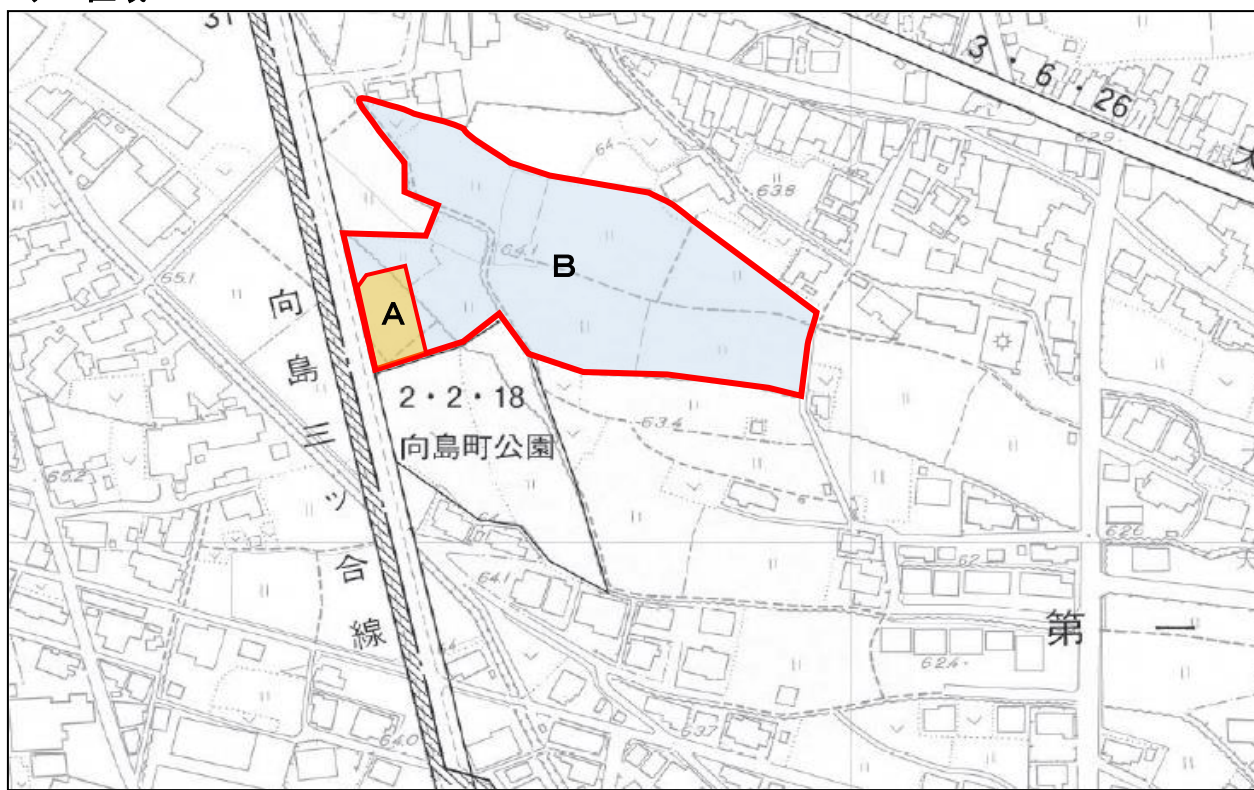
■色彩基準の範囲



※印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは若干異なる場合があります。

(3) 向島町・若松町地区

ア 区域



イ 景観の形成方針

本地区は、(都) 島田金谷線と(都) 向島三ッ合線の交差点付近に位置しており、(都) 島田金谷線の沿線には、生活利便施設が集積している暮らしやすい都市環境に恵まれた地区です。このため、建築物の形態や色彩に基準を定めることにより、落ち着いた街並みを創出し、やすらぎが感じられる良好な居住環境の形成と保全を目指します。

ウ 届出を必要とする行為 (特定届出対象行為)

重点地区内において、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合は、あらかじめ届出をする必要があります。

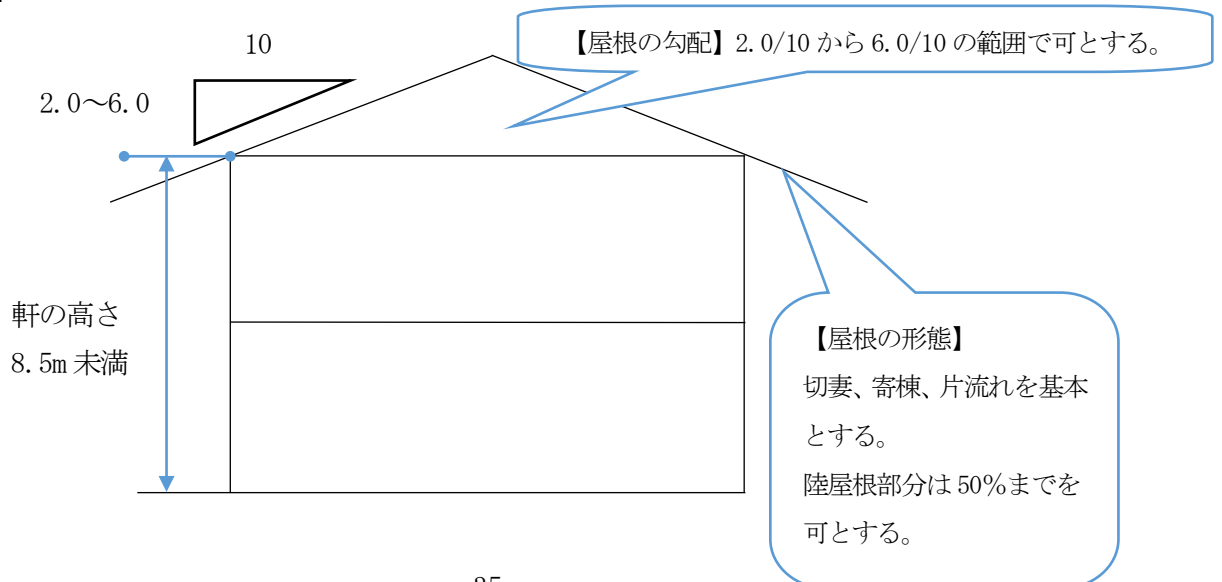
エ 景観の形成基準

建築物に関する基準

建築物の形態	基準
屋根の形態	地区道路1号に面する敷地の建築物の屋根の形態は、切妻、寄棟、片流れの勾配屋根を基本とする。ただし、50%以内の範囲であれば陸屋根も可とする。 屋根には、太陽光発電設備を除き工作物を設置してはならない。
屋根の勾配	屋根勾配は、2.0/10 から6.0/10 までの範囲とする。(陸屋根部分は除く)
軒の高さ	軒の高さは、8.5m未満とする。

建築物の形態	基準			
建築物の色彩	屋根	色彩は良好な住宅地景観の形成のために、過度に派手なものを避け、以下の基準に適合するものとする。		
		色相	明度	彩度
		0.1Y~10R(0YR)	5.7以下	1.0以下
		0.1YR~10YR(0Y)	3.0以下	2.5以下
	無彩色	5.7以下	-	
建築物の色彩	外壁	色彩は良好な住宅地景観の形成のために、過度に派手なものを避け、以下の基準に適合するものとする。		
		色相	明度	彩度
		0.1R~10Y(0GY)	3.5以上	6.0以下
		0.1GY~10RP(0R)	3.5以上	1.0以下
	無彩色	3.5以上	-	
各立面の外壁面積の1/5以下の場合、この限りではない。				
付帯設備	<p>屋根面に沿って設置された太陽光発電パネル及びその架台を除き、付帯設備及び機器類その他の工作物を設置してはならない。</p> <p>屋外アンテナその他これに類するものは、建築物の軒の高さを超えて設置してはならない。</p> <p>空調室外機、電気温水器、給湯器その他これらに類する建築設備を設ける場合は、道路から直接見えないように配慮するなど良好な修景を行い、景観に配慮しなければならない。</p> <p>物置その他これに類する付属建築物を設ける場合は、道路から直接見えないように配慮するなど良好な修景を行い、景観に配慮しなければならない。</p>			

【参考図】



■外壁の色彩基準

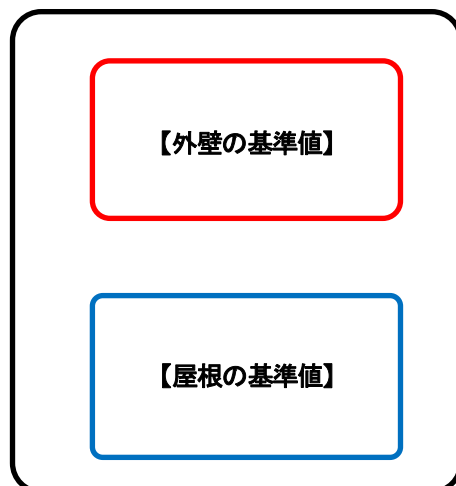
■外壁の基準値

色相	明度	彩度
0.1R~10Y(0GY)	3.5以上	6.0以下
0.1GY~10RP(0R)	3.5以上	1.0以下
無彩色	3.5以上	—

■屋根の基準値

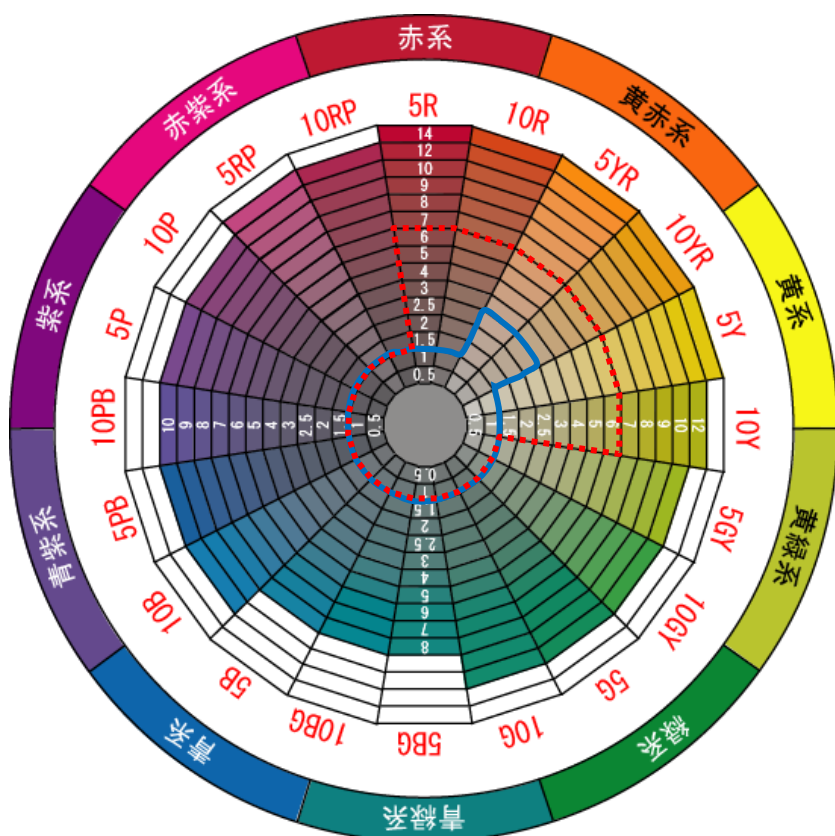
色相	明度	彩度
0.1Y~10R(0YR)	5.7以下	1.0以下
0.1YR~10YR(0Y)	3.0以下	2.5以下
無彩色	5.7以下	—

《守るべき色彩の範囲》



※表の数値、記号は日本工業規格 Z8721 (色の三属性による表示方法) (以下マンセル値と呼ぶ) に基づく。

下図は、色相及び彩度の基準範囲を示す。



【色相】

10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す。0から10までの数字を組み合わせて表す。

【明度】

明るさの度合いを0から10までの数値で表す。暗い色ほど数値は小さくなる。

【彩度】

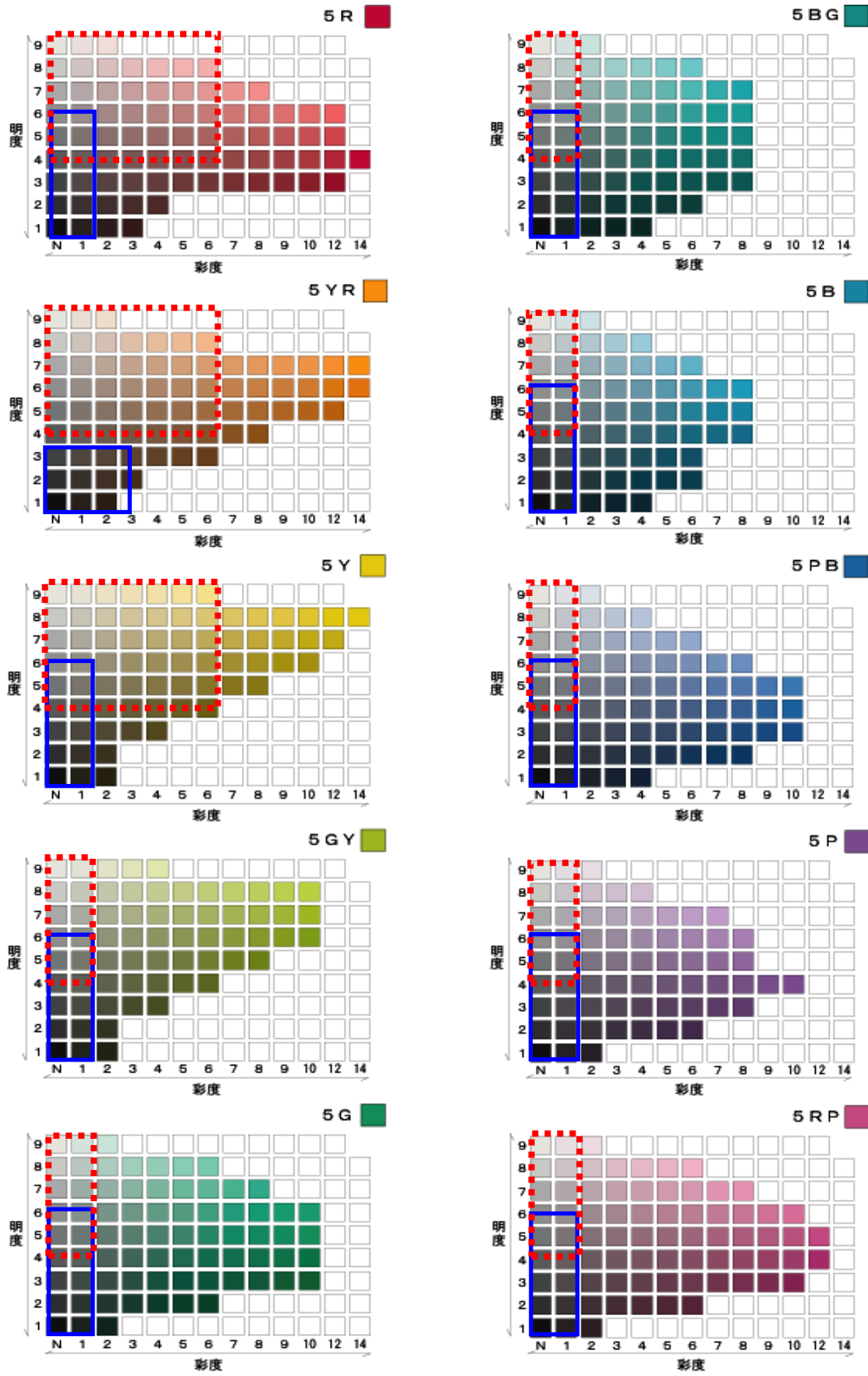
鮮やかさを0から14程度までの数値で表す。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となる。

【マンセル記号】

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号である。有彩色は、5R4.0/14.0のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N6.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。

■色彩基準(外壁・屋根)の範囲 *明度及び彩度の基準範囲を示す。

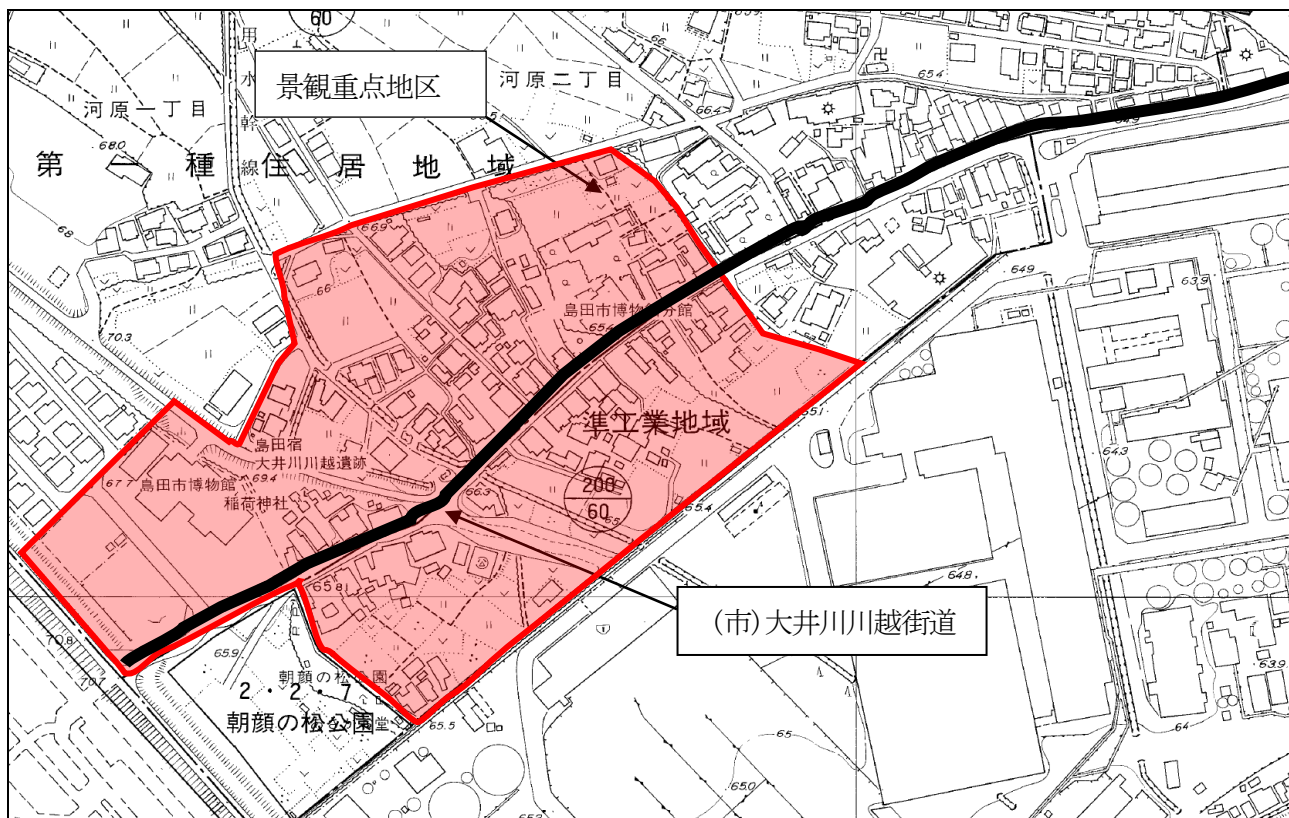
 赤枠・・・外壁の色彩基準
 青枠・・・屋根の色彩基準



※印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは若干異なる場合があります。

(4) 川越し街道周辺地区

ア 区域



イ 景観の形成方針

東海道の他の宿場に類を見ない川越しという独特の文化を育んだ貴重な遺跡の特性を活かし、自然地形や先人たちが築いた固有の歴史や伝統と、ここで生活する人々の暮らしとの調和を通じて、地域の魅力や活力を高めながら、良好な歴史的まちなみ景観の形成を目指します。

ウ 届出を必要とする行為（特定届出対象行為）

重点地区内において、以下の行為を行う場合は届出が必要になります。

(市)大井川川越街道に面する建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合。

(市)大井川川越街道に面しない建築物であっても、外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合。

特定届出対象行為に基づき届出された内容が「重点地区に係る景観の形成基準」に適合しない場合は、景観法第17条第1項の規定により、市長は設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができます。

エ 景観の形成基準

(ア) 建築物に関する基準

対 象		基準の内容
外 壁	位置	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、大井川川越遺跡の歴史的な建築物等にできるだけそろえ、街道沿いの街並みが連続するものとする。
	形態・材料	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう（市）大井川川越街道に面する壁面に用いる材料・形態は、塗り壁、板張、石張り、土壁を基本とし、これらを模した材料の使用も可とする。
	色彩	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する壁面の色彩は、白色・黒色や木、石、土等の自然色を基本（マンセル値に基づく色彩は、外壁の色彩基準のとおり）とする。 ・アクセント色を使用する場合には、（市）大井川川越街道に面する壁面の10分の1未満とする。 ・（市）大井川川越街道に面しない壁面であっても、（市）大井川川越街道から見える壁面については、同様の配慮を行うものとする。
屋 根	形態	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する屋根の形態は、切妻の勾配屋根とする。
	方向	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する屋根の方向は、大井川川越街道に面して平入りとする。
	材料	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する屋根の材料は、和形瓦（棧瓦）又は金属板とする。
	勾配	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する屋根の勾配は、4.0/10とする。
	色彩	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、マンセル値に基づく屋根の色彩基準のとおりとする。
軒 ・ 庇	軒の設置	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する部分には、軒を設置するものとする。
	軒の出・高さ	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する軒の出は、0.9mから1.2mまで、1階部分の軒先の高さは、2.1mから2.7mまでの範囲とする。
	材料	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する軒の屋根の材料は、屋根と同様に、和形瓦（棧瓦）又は金属板とする。
	勾配	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、（市）大井川川越街道に面する軒の勾配は、4.0/10とする。
	色彩	・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、マンセル値に基づく屋根の色彩基準のとおりとする。

窓等	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、(市) 大井川川越街道に面する窓等の枠にアルミサッシ等を用いる場合については、黒色又はこげ茶色とする。 ・1階部分には、窓の外に黒色又はこげ茶色の格子を設けるよう努めること。 ・窓の内側に障子を設けるよう努めること。
付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備屋外機 ・屋外設置の給湯器 ・受水槽 ・太陽光発電パネル等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、付帯設備は、(市) 大井川川越街道から見えない位置への設置を基本とする。 ・やむを得ず見える位置に設置する場合は、格子等で目隠しを行うこと。 ・目隠しを行うことが困難な太陽光発電パネルについては、(市) 大井川川越街道側の屋根に設置をしないこと。

(イ) 工作物等に関する基準

対 象	基準の内容
門等	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、(市) 大井川川越街道に面して門・塀を設置する場合は建築物の外壁とみなし、大井川川越遺跡の歴史的な建築物等にできるだけそろえ、街道沿いの街並みが連続するものとする。 ・門・塀は木製板を基本とするが、木製板を模した材料の使用も可とする。
案内板等	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和した意匠を設けることで、統一感のある街道沿いの街並みを演出する。
電柱、自動販売機、街路灯等	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、大井川川越遺跡の歴史的建築物の意匠を採り入れることで、統一感のある街道沿いの街並みを演出する。
水路のふた	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川川越遺跡の歴史的建築物と調和するよう、(市) 大井川川越街道沿いの水路に架けるふたは、石張り・木製板を基本とする。 ・ただし、石張り・木製を模した材料の使用も可とする。

■外壁の色彩基準

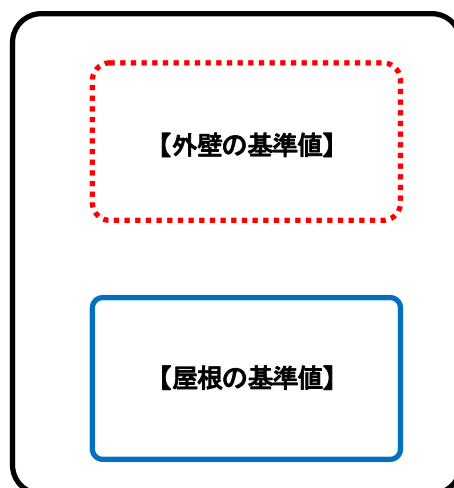
■外壁の基準値

色相	明度	彩度
0.1R~10Y(0GY)	9.0以下	4.0以下
0.1GY~10RP(0R)	9.0以下	2.0以下
無彩色	9.0以下	—

■屋根の基準値

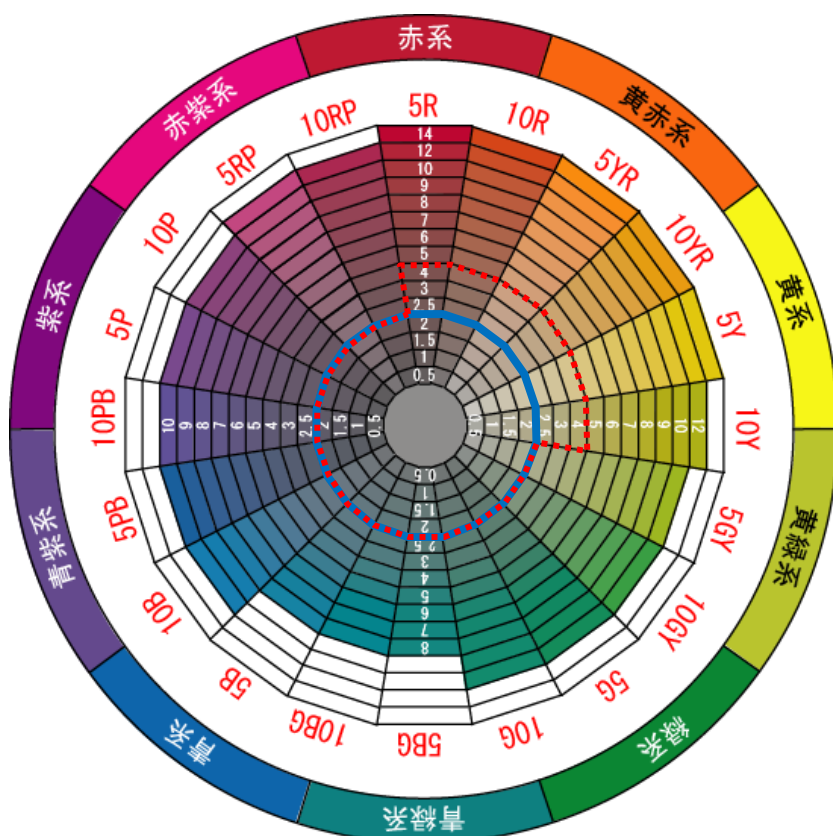
色相	明度	彩度
0.1R~10Y(0GY)	9.0以下	2.0以下
0.1GY~10RP(0R)	9.0以下	2.0以下
無彩色	9.0以下	—

《守るべき色彩の範囲》



※表の数値、記号は日本工業規格 Z8721 (色の三属性による表示方法) (以下マンセル値と呼ぶ) に基づく。

下図は、色相及び彩度の基準範囲を示す。



【色相】

10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す。0から10までの数字を組み合わせて表す。

【明度】

明るさの度合いを0から10までの数値で表す。暗い色ほど数値は小さくなる。

【彩度】

鮮やかさを0から14程度までの数値で表す。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となる。

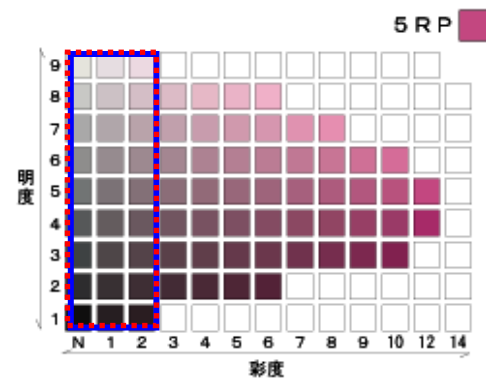
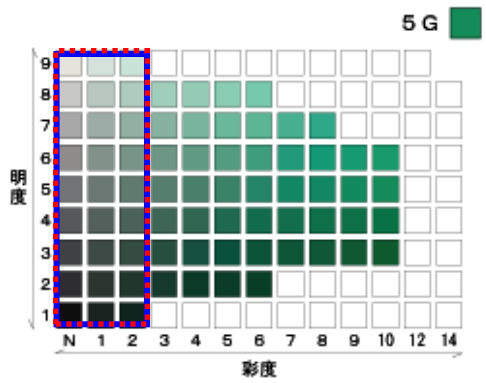
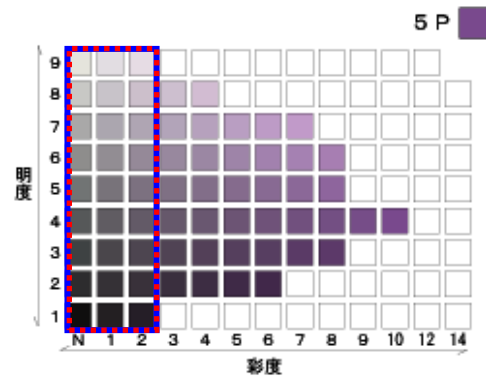
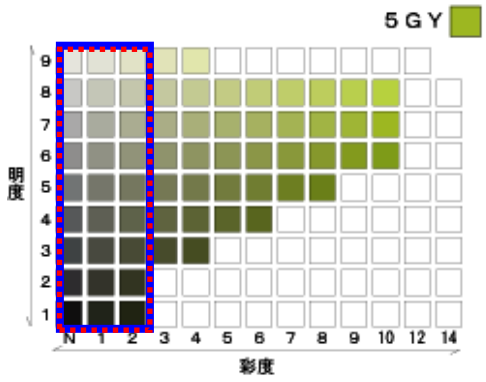
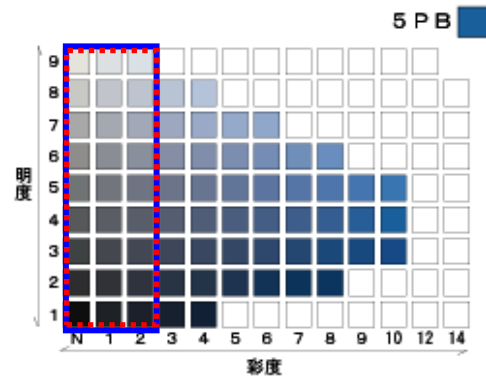
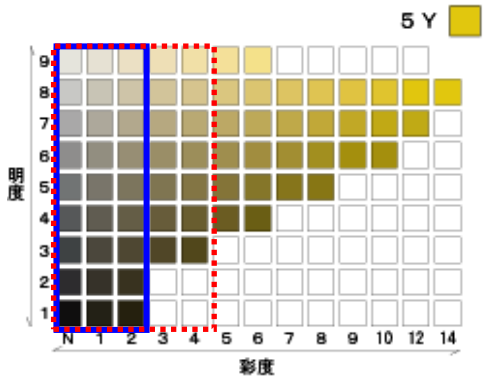
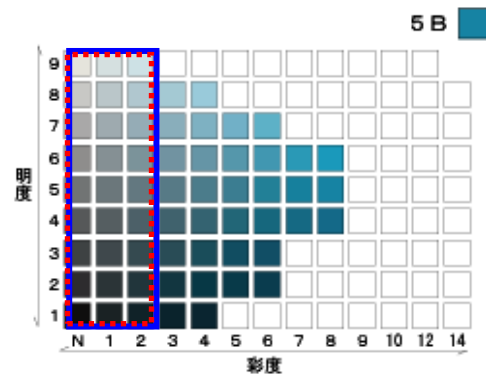
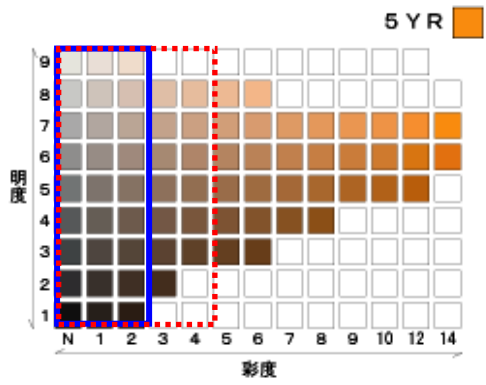
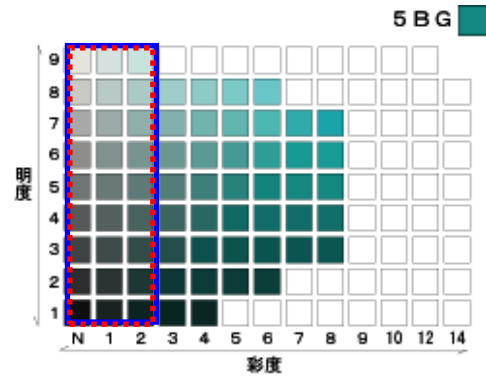
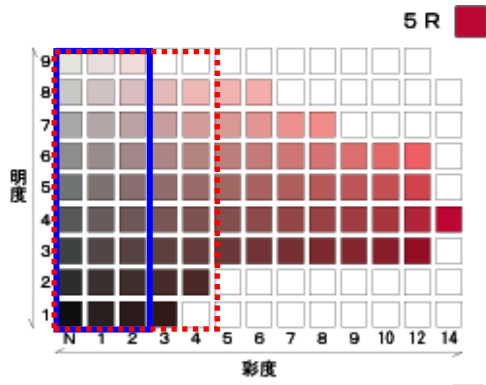
【マンセル記号】

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号である。有彩色は、5R4.0/14.0のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N6.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。

■色彩基準(外壁・屋根)の範囲 *明度及び彩度の基準範囲を示す。

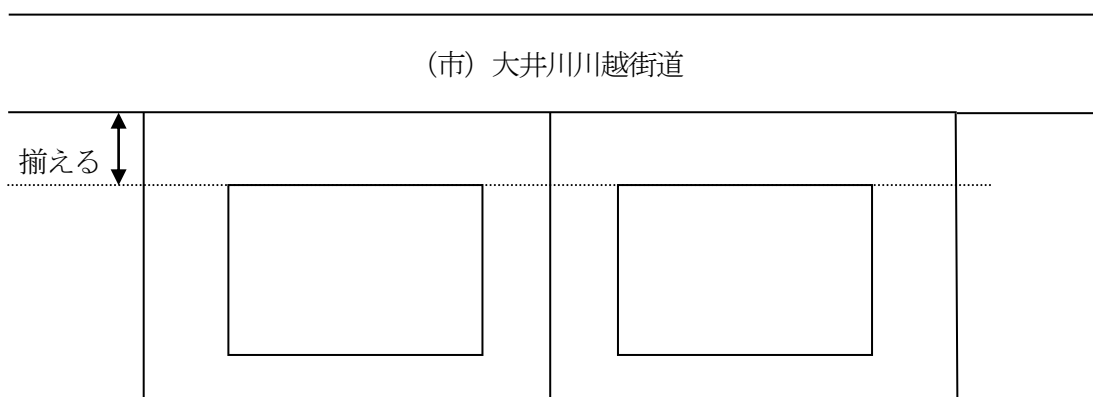
赤枠・・・外壁の色彩基準

青枠・・・屋根の色彩基準



【参考図】

壁面

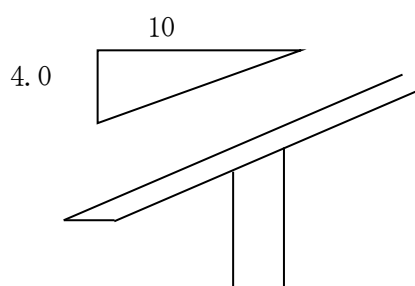
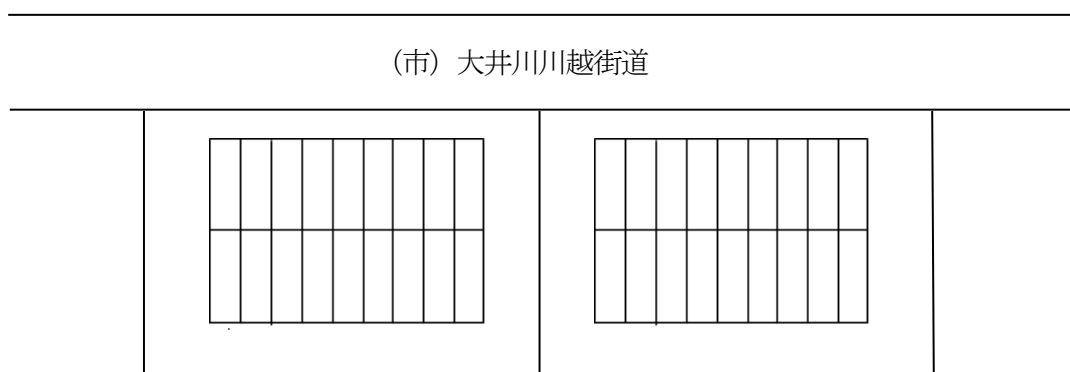


主要壁面の材料・形態

- ・ (市) 大井川川越街道に面する壁面の材料・形態は、塗り壁、板張、石張り、土壁など大井川川越遺跡の歴史的な建築物等にできるだけそろえ、街並みが連続するものとする。
- ・ (市) 大井川川越街道に面する壁面の色彩は、白色・黒色や木、石、土等の自然色、大井川川越遺跡の歴史的な建築物等と調和する色彩とする。

屋根

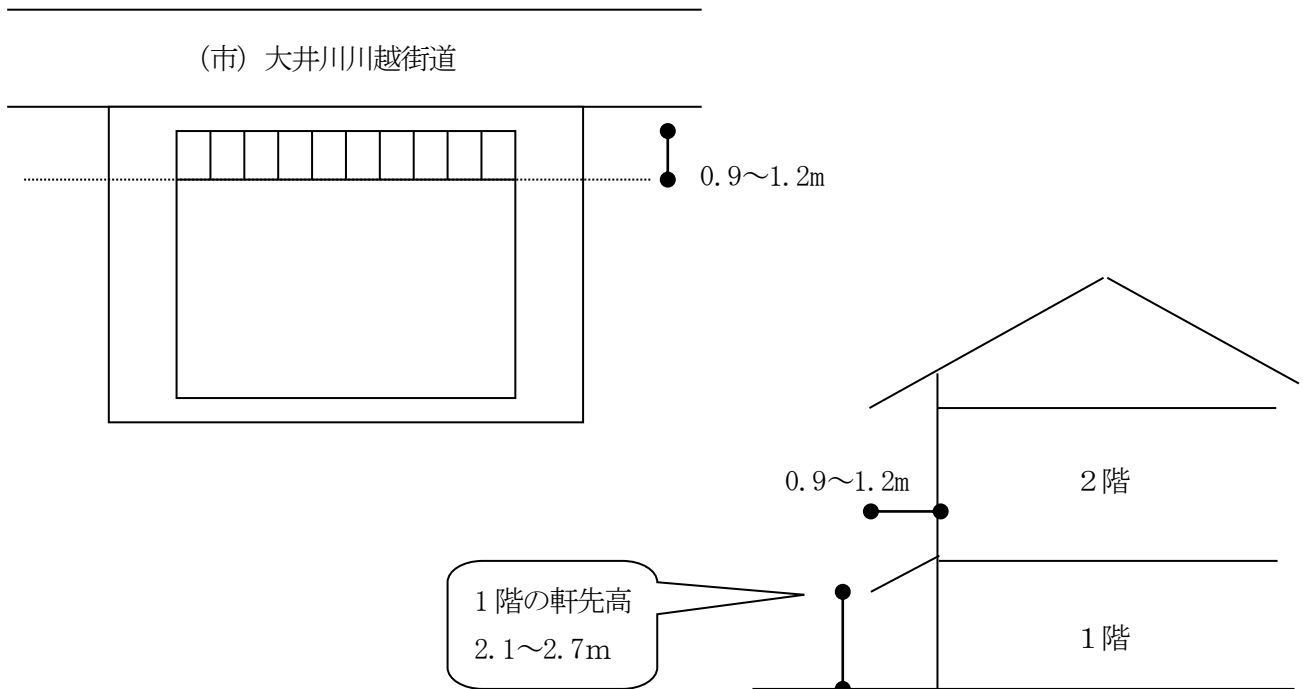
- ・ 屋根の材料は、和形瓦（棧瓦）又は金属板とする。
- ・ 屋根の形態は、大井川川越遺跡の歴史的な建築物等と調和するよう切妻の勾配屋根とする。
- ・ 主要な屋根の方向は、(市) 大井川川越街道に面して平入りとする。



- ・ 屋根の色は黒色又は灰色を基本とする。
- ・ 屋根勾配は、4.0/10 とする。

軒

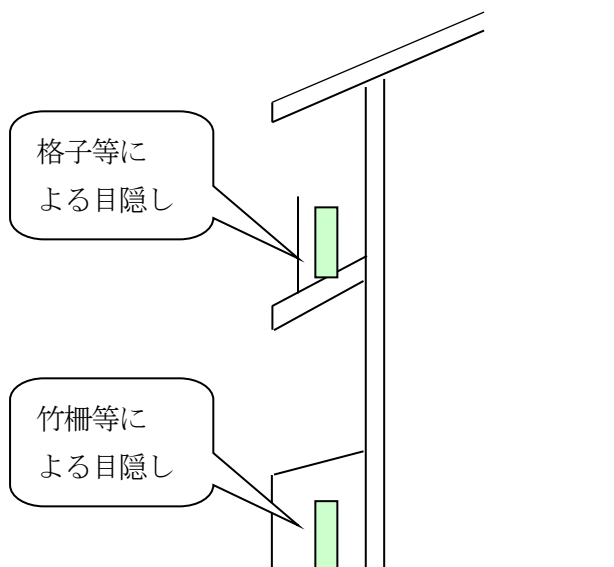
- ・ (市) 大井川川越街道に面する部分には、軒を設置する。
- ・ (市) 大井川川越街道に面する部分の軒の出は、0.9~1.2m、1階部分の軒の先の高さは、2.1~2.7mの範囲とする。



- ・ 軒の材料は、和形瓦（棧瓦）又は金属板とする。
- ・ 軒の勾配は、4.0/10とする。

付帯設備

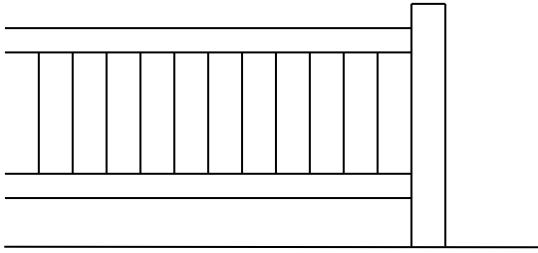
- ・ (市) 大井川川越街道から見えない位置への設置を基本とする。
- ・ やむを得ず見える位置に設置する場合は、格子等で目隠しを行うものとする。
- ・ 太陽光発電パネルについては、街道沿いの屋根には設置しないこと。



門等

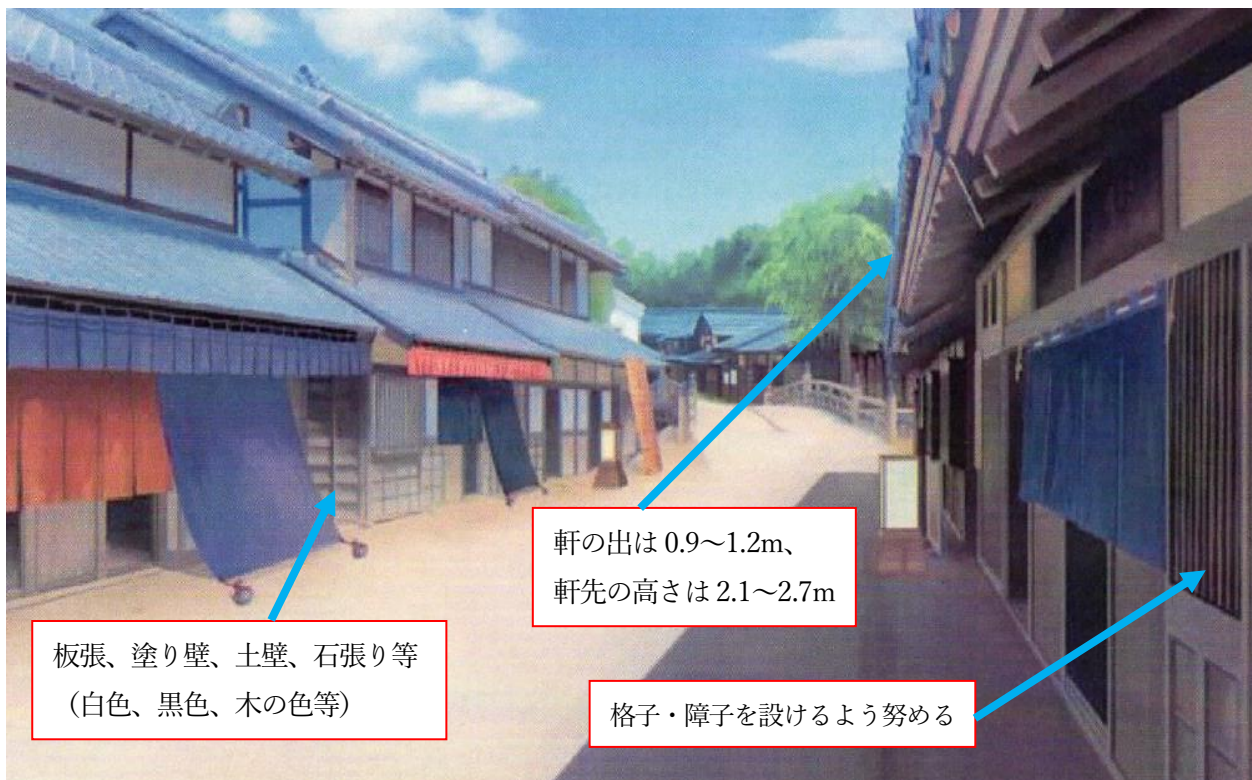
- ・門等の形状

木製板塀（例）



木製板を横した材料の使用を可とする。

イメージイラスト1



イメージイラスト2



第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する建造物については、所有者と協議し、その同意を得たうえで、景観重要建造物として指定します。

- (1) 優れたデザインを有し、地域のランドマーク的な存在であって、良好な景観の形成のため保全の必要があると認められる建造物
- (2) 地域の自然や歴史、文化などを感じさせる建造物

2 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、所有者と協議し、その同意を得たうえで、景観重要樹木として指定します。

- (1) 樹容が、地域のランドマーク的な存在であって、良好な景観の形成のため保全の必要があると認められる樹木
- (2) 地域の自然や歴史、文化などを感じさせる樹木

第5章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項

1 屋外広告物の良好な景観を図るための方針

静岡県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさ、内容などについて、適切に規制・誘導を行っていきます。また、静岡県と歩調を合わせて、良好な景観の形成に関する方針に基づき、屋外広告物の適切な景観の形成を図るため特に必要な地域については、重点的な取り組みを進めます。

第6章 景観重要公共施設に関する事項

1 景観重要公共施設の指定に関する方針

道路、河川、公園などの公共施設のうち、以下に該当する公共施設については、当該公共施設の管理者等と協議し、その同意を得たうえで、景観重要公共施設に指定します。

- (1) 本市のシンボリックな存在で、市民や来訪者に親しまれている公共施設であり、その整備、改修などにおいて、良好な景観の形成のため配慮が必要な施設
- (2) 今後整備を行う公共施設で、地域の良好な景観の形成において重要な施設

2 景観重要公共施設の整備に関する方針

(1) 既に整備が完了している施設

- ア 現在の整備水準を維持することを基本とします。
- イ 補修の際には、現在と同等の色彩やデザインとします。ただし、本計画に定める景観の形成に関する基本方針に適合しない場合は、地域の景観特性に合わせた色彩やデザインへ変更します。
- ウ 眺望景観を楽しめる公園などでは、良好な眺望景観を確保するため、樹木の手入れなどの管理に配慮します。
- エ 「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)〈平成23年12月静岡県〉」に基づき景観に配慮します。

(2) 今後整備が予定されている施設

- ア 景観特性に応じて、地域の景観を向上させるような色彩やデザインとします。
- イ 施設の整備水準等に応じて、積極的な緑化に努めます。
- ウ 「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)〈平成23年12月静岡県〉」に基づき景観に配慮します。

景観資源分布図



凡例	
	文化財(建造物・史跡)
	神社仏閣
	歴史を感じる建造物
	歴史を感じる祭りや伝統行事
	郷愁を誘う大井川鉄道駅舎



< 17 天王山遺跡 >



< 1 島田宿大井川川越遺跡 >



< 46 金谷茶まつり(しまだ市民遺産) >



< 37 蓬萊橋(しまだ市民遺産) >



< 7 医王寺薬師堂 >

地図凡例	
	行政界
	大井川鐵道・東海道本線
	東名・新東名高速道路
	主要道路
	富士山静岡空港
	主要河川

地の恵みを感じる景観資源

要素	主な資源
山なみ・地形	<p>①八高山 ③神尾山 ⑤矢倉山</p> <p>②高山 ④千葉山</p> <p>[県指定天然記念物] ⑥大井川「鶉山の七曲り」と朝日段 ⑦横臥褶曲</p>
樹木・草花	<p>[国指定天然記念物] ⑧智満寺の十本スギ</p> <p>[県指定天然記念物] ⑨慶寿寺の枝重櫻 ⑪安田の大椎 ⑬上相賀の大カヤ</p> <p>[市指定天然記念物] ⑮アベマキ ⑰のたり松 ⑲牧之原公園斜面のカタクリ ⑳塩本牛代のエドヒガン</p> <p>[その他] ㉓明神社と3本杉（しまだ市民遺産） ㉕天徳寺のサザンカ ㉗どうだん原のドウダンツツジ</p> <p>⑩香橘寺の大南天 ⑫二軒家の大カヤ ⑭杉澤の大カヤ</p> <p>⑯種月院のナギ ⑱熊野神社の大クスノキ ㉑寿永の桜 ㉒二俣の大杉</p> <p>㉔島田市役所敷地内の帯桜 ㉖医王寺のクスノキ ㉘川根温泉の大シイ</p>
農地	<p>[茶園景観] ㉙中條金之助景昭像付近 ㉚富士山静岡空港北側湯日地区 ㉛大井川鐵道抜里駅付近</p> <p>[その他] ㉜大津落合の田園 ㉞神座のみかん園</p> <p>㉟天王神社付近 ㊱金谷安田地区</p> <p>㊲初倉のレタス畑</p>

※島田市景観計画策定時に開催した景観懇話会での住民の意見を踏まえ整理した。

水の豊かさを感じる景観資源

要素	主な資源	
自然を実感できる河川	①大井川 ③菊川 ⑤伊久美川 ⑦大代川 ⑨相賀谷川 ⑪伊太谷川 ⑬大久保川 ⑮尾川 ⑰童子沢川 ⑱福用川 ㉑清水川	②笹間川 ④湯日川 ⑥栃山川 ⑧東光寺谷川 ⑩大津谷川 ⑫家山川 ⑭身成川 ⑯切山川 ⑲白光川 ㉒新堀川
池・湖・滝・親しめる水辺	㉓野守の池(しまだ市民遺産) ㉔釜ヶ谷池 ㉕大谷池 ㉖童子沢親水公園 ㉗笹間川湖	㉘鵜田沢池(中央公園) ㉙大草の池 ㉚菅ヶ谷池 ㉛やまめ平 ㉜八垂の滝

※島田市景観計画策定時に開催した景観懇話会での住民の意見を踏まえ整理した。

動きやすく快適な移動空間を感じる景観資源

要素	主な資源
落ち着いた ある空間	①伊太谷川沿い ②おび通り((都)栄町中央線) ③大津谷川沿い ④栃山川沿い ⑤湯日川沿い ⑥家山川沿い
歴史的・ 個性的な空間	⑦大井川マラソンコース リバティ ⑧川越し街道 ⑨旧東海道石畳(金谷坂・菊川坂) ⑩丁仏参道(尾川・伊太) ⑪三十三番堂遊歩道
快適な 移動空間	<p>[地域の軸]</p> <p>⑫東名高速道路 ⑬新東名高速道路 ⑭国道1号 ⑮国道473号 ⑯(主)島田吉田線 ⑰(主)藤枝天竜線 ⑱(主)細江金谷線 ⑲(主)蔵田島田線 ⑳(一)伊久美元島田線 ㉑(一)蔵田島田線 ㉒(一)住吉金谷線 ㉓(一)島田岡部線</p> <p>[無電柱化実施路線]</p> <p>㉔(都)島田駅中央線 ㉕(都)本通り稲荷線 ㉖(都)本通り線 ㉗(都)駅前通り線 ㉘(都)横井中央線 ㉙(都)扇町祇園線</p> <p>[改良済み又は概成済み路線]</p> <p>㉚(都)島田金谷線 ㉛(都)横井旗指線 ㉜(都)島田金谷北部幹線 ㉝(都)旗指向谷線 ㉞(都)中河町野田線 ㉟(都)金谷河原番生寺線 ㊱(都)金谷駅島田線 ㊲(都)中河南原線 ㊳(都)番生寺島線 ㊴(都)志戸呂河原線 ㊵(都)代官町牛尾線 ㊶(都)大井若松線 ㊷(都)向島三ツ合線 ㊸(都)岸元島田線 ㊹(都)道悦旭町線 ㊺(都)六合駅南口線 ㊻(都)中央中河町線 ㊼(都)御仮屋旗指線 ㊽(都)稲荷向谷線 ㊾(都)本通り御仮屋線 ㊿(都)島田駅南口線 ㉑(都)東町御請線</p> <p>[公共交通機関]</p> <p>㉑ 大井川鐵道大井川本線 ㉒ 東海道本線・新幹線 ㉓ 富士山静岡空港</p>

※島田市景観計画策定時に開催した景観懇話会での住民の意見を踏まえ整理した。
凡例 (主)：主要地方道 (一)：一般県道 (都)：都市計画道路

景観資源分布図



静岡市

凡例	
	落ち着いた空間
	歴史的・個性的な空間
	快適な移動空間



<⑥ 家山川沿い>



<②④ (都)島田駅中央線>



<② おび通り(都)栄町中央線>



<⑤④ 大井川鐵道大井川本線>

地図凡例	
	行政界
	大井川鐵道・東海道本線
	東名・新東名高速道路
	主要道路
	富士山静岡空港
	主要河川



<①⑥ (主)島田吉田線>

生き生きとした市民の活動が感じられる景観資源

要素	主な資源
地域活動・イベント	①王子田会ジャンボ干支（しまだ市民遺産） ②しまだ元気市 ③島田産業まつり ④島田夏まつり ⑤しまだ大井川マラソン in リバティ ⑥ばらの丘フェスティバル ⑦初倉まつり ⑧いくみ春まつり・夏まつり ⑨伊太梅まつり ⑩かわね桜まつり ⑪大井川横断こいのぼり ⑫KAWANE 夏祭り @BIG NATURE
暮らし・憩い・活力	<p>[地区計画]</p> ⑬中央第三地区計画 ⑭往還下地区計画 ⑮六合駅南地区計画 ⑯新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画 ⑰向島町・若松町地区計画 (KADODE OOIGAWA・門出駅) ⑱川越し街道周辺地区計画 <p>[建築協定]</p> ⑲金谷泉町ニュータウン ⑳グリーンヒルズ初倉団地 ㉑フローラタウン相賀 ㉒百花の郷「東大津」 ㉓オレンジタウン神座 ㉔島田ばらの丘ニュータウン ㉕島田ばらの丘ニュータウン2丁目 ㉖しまだあさひガーデンプレイス <p>[工業地]</p> ㉗向島町・横井工業地 ㉘東町・細島工業地 ㉙大柳・阪本・中河工業地 ㉚金谷東二丁目工業地 <p>[公共施設]</p> ㉛島田市役所本庁舎 ㉜島田市民総合施設プラザおおるり ㉝島田市保健福祉センター ㉞島田市立総合医療センター ㉟島田市立島田(こども館)・金谷・川根図書館 ㊱公民館(ロクティ・くらら・みんくる) ㊲島田市博物館・分館 ㊳島田球場 ㊴島田・金谷消防署 ㊵島田市総合スポーツセンター ㊶島田市金谷生きがいセンター夢づくり会館 ㊷ふじのくに茶の都ミュージアム ㊸島田ゆめみらいパーク ㊹島田市野外活動センター山の家 ㊺島田市川根文化センターチャリム 21 ㊻島田市山村都市交流センターささま <p>[公園]</p> ㊼朝顔の松公園 ㊽大井川公園 ㊾大井川緑地 ㊿扇町公園 ①中央公園(ばらの丘公園) ②中央小公園 ③蓬莱橋小公園 ④向島町公園(おひさま公園) ⑤向谷公園 ⑥元島田公園 ⑦北島公園 ⑧北島東公園 ⑨つきよだ公園 ⑩なかじま公園 ⑪いずみ児童公園 ⑫往還下公園 ⑬かなや公園 ⑭かなや中央児童公園 ⑮金谷東公園 ⑯であい公園 ⑰水神公園 ⑱童子沢親水公園(再掲) ⑲家山緑地公園 ⑳鶴山森林公園 ㉑天王山公園 ㉒野守公園 ㉓野守の池公園
光の演出	㉔大井川大花火大会 ㉕島田駅前パークイルミネーション ㉖牧之原公園の夜景 ㉗天王山公園イルミネーション ㉘野守まつり花火大会

※島田市景観計画策定時に開催した景観懇話会での住民の意見を踏まえ整理した。

景観資源分布図



静岡市

凡例	
	地域活動・イベント
	暮らし・憩い・活力
	光の演出



< ⑩ かわね桜まつり >



< ⑦② 大井川大花火大会 >



< ①⑥ 新東名島田金谷
インターチェンジ周辺地区計画 >



< ⑤ しまだ大井川マラソン
in リバティ >

地図凡例	
	行政界
	大井川鐵道・東海道本線
	東名・新東名高速道路
	主要道路
	富士山静岡空港
	主要河川



< ③⑥ 公民館（くらら） >

特徴的な眺望景観資源

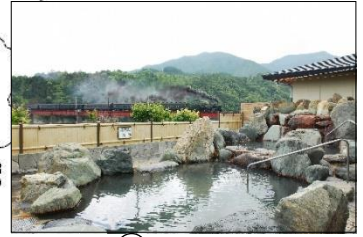
	眺望スポット	地区	眺望スポットから見えるもの
1	白岩寺公園	中心・大津地域	市街地、夜景
2	天神原小公園	中心・大津地域	市街地
3	星山	中心・大津地域	山並み、市街地、星空
4	野田の城山	中心・大津地域	山並み、田園、農村
5	岸の城跡	六合地域	市街地
6	富士山静岡空港	初倉地域	富士山、空港滑走路
7	中條景昭像公園	初倉地域	富士山、大井川、茶園
8	茶の都ミュージアム	金谷地域	茶園、星空
9	牧之原公園	金谷地域	富士山、市街地、夜景
10	諏訪原城跡	金谷地域	富士山、市街地
11	地蔵峠	金谷地域	山並み、大井川、市街地、夜景
12	宝蔵寺	金谷地域	山並み、市街地
13	八高山頂上	金谷地域	富士山、山並み
14	どうだん原	伊久美・大長地域	山並み、星空
15	峠の地蔵尊（桧峠）	伊久美・大長地域	山並み、茶畑
16	朝日段公園	川根地域	大井川（七曲り）、山並み、星空
17	七曲りスカイパーク	川根地域	富士山、大井川（七曲り）、山並み、星空
18	天王山公園	川根地域	大井川、集落、山並み、野守の池
19	川根温泉	川根地域	大井川鐵道（SL）、大井川
20	SLの見える丘公園	川根地域	大井川鐵道（SL）、大井川、山並み

※島田市景観計画策定時に開催した景観懇話会での住民の意見を踏まえ整理した。

景観資源分布図



< ⑰ 七曲リスカイパーク >
浜松市



< ⑱ 川根温泉 >



< ④ 野田の城山 >



< ① 白岩寺公園 >

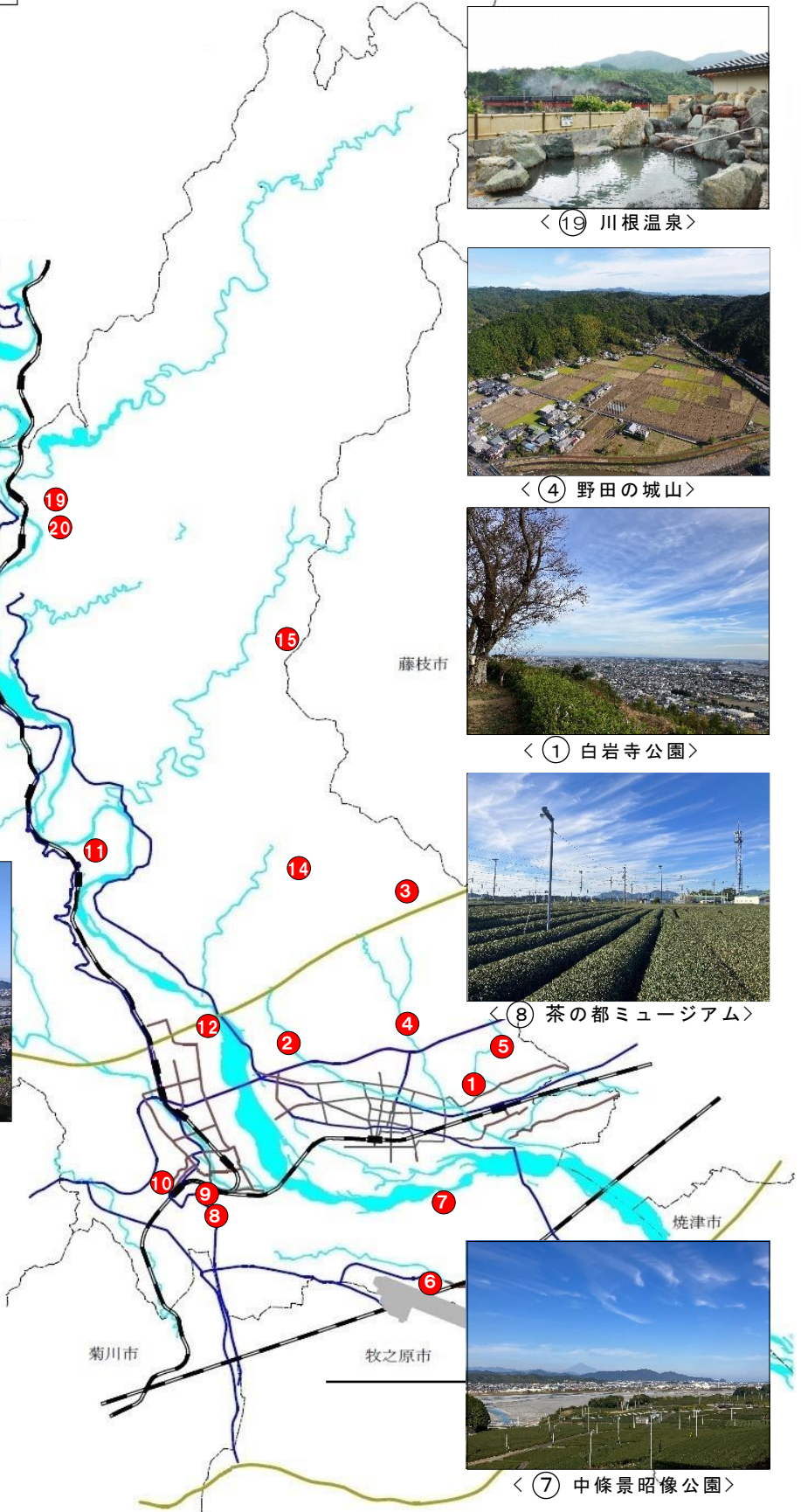


< ⑧ 茶の都ミュージアム >



< ⑩ 諏訪原城跡 >

地図凡例	
	行政界
	大井川鐵道・東海道本線
	東名・新東名高速道路
	主要道路
	富士山静岡空港
	主要河川



< ⑦ 中條景昭像公園 >



島田市 都市基盤部 都市政策課

〒427-8501

静岡県島田市中心街1番の1

T E L (0547) 36-7177

F A X (0547) 37-8200

U R L <http://www.city.shimada.shizuoka.jp>

E - m a i l toshikei@city.shimada.lg.jp